【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月25日
【計算期間】	第13特定期間（自 平成23年８月26日 至 平成24年２月27日）
【ファンド名】	ブラックロック世界好配当株式オープン (愛称：世界の息吹)
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【電話番号】	03-6703-4935
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 「ブラックロック世界好配当株式オープン」（ファンドの愛称を「世界の息吹」とします。以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、継続的な配当収入の確保を目指して運用を行います。

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　） なし

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ 信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

ａ．当ファンドは、世界の好配当株に投資します。

日本を含む世界各国の配当利回りの高い株式への投資等を通じて、配当収益を含む中長期的なリターンが期待できる投資信託証券を投資対象とします。実質的には、先進国のみならず、新興国を含めた、成長性の高いと考えられる世界各国の配当利回りの高い企業の株式に投資します。

b．投資対象とする投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)は、本届出書提出日現在、以下の通りです。

・ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ クラスＦ受益証券

（ルクセンブルグ籍証券投資信託、以下「ＢＧＩＳ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ」といいます。）

・ブラックロック・グローバル・ファンズ ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスＸ投資証券

（ルクセンブルグ籍証券投資法人、以下「ＢＧＦ ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」といいます。）

※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

c．当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、ＢＧＩＳ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

d．投資対象ファンドには、以下のような特徴があります。

<u>ＢＧＩＳ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ</u>

・世界の株式に分散投資することにより、継続的な配当収入の確保を目指して運用を行います。

・配当利回りに関しては、MSCI All Country World Index＊を上回ることを目指します。

＊ MSCI All Country World Indexとは、新興国を含む世界各国を対象とする株価指数であり、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

<u>ＢＧＦ ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド</u>

・トータル・リターンを最大化することを目指します。

・ファンドは、少なくともその純資産の80%を譲渡性のある投資適格債券に投資します。また、少なくともファンドの純資産の70%を５年未満のデュレーション＊の米ドル建て債券に投資します。

・平均デュレーションは３年を超えないものとします。

・通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。

＊ デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

ｅ．主要投資対象ファンドであるＢＧＩＳ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッドの株式運用部門のグローバル株式チームによって運用されます。

グローバル株式チームの概要

グローバル株式チームは、世界株式運用のスペシャリストで構成され、世界中に点在するブラックロック・グループの調査・運用拠点のメンバーと情報を共有しながら、運用を行っています。

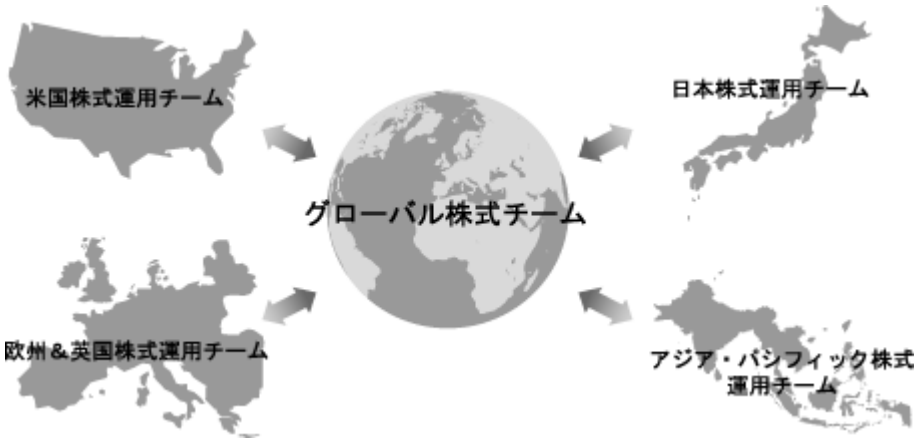

ＢＧＩＳ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオの運用プロセス

成長性が高いと考えられる銘柄の中から、配当利回りの高い銘柄を厳選するプロセス。

●成長性、市場での優位性、資本コストを上回る収益力のある企業に注目

●これら企業の株式が本質的価値を下回る水準で取引されている場合に投資

●魅力的かつ安定的な利回りを持つ銘柄に着目

＜投資対象とする新興国例＊＞

ブラジル、ロシア、インド、中国	（BRICs諸国）
韓国、メキシコ、南アフリカ、台湾、マレーシア、タイ、トルコ、ポーランド	

＊ 上記は主要投資対象ファンドの投資対象国の一例の説明であり、上記全ての国々の株式への投資を行うことを示すものではありません。また、投資対象国は変更される場合があります。

※ 運用体制等は今後変更になる場合があります。

ｆ．外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ｇ．毎月決算を行います。さらに半年毎にボーナス分配を行います。

・原則として、月１回の毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、安定分配を行うことを目指します。

・２月および８月の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案し、期間中の売買益を上乗せして分配することがあります。

※ ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

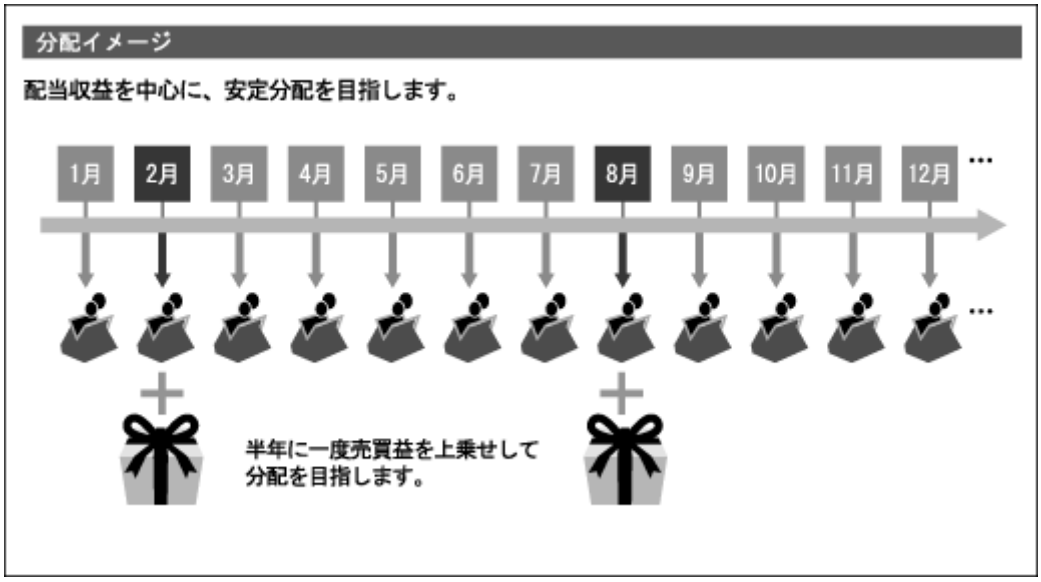

※ 上図はイメージであり、将来の分配金のお支払いおよび金額について示唆、保証するものではありません。

（追加的記載事項）

以下は、当ファンドが実質的に主要投資対象とする世界の高配当株に関する経済状況や市場環境等を投資者の皆様によりご理解いただく目的で記載したものです。以下に示すデータ等は過去のものであり、またコメントは作成日現在のブラックロック・ジャパンの見解であり、これらは今後の運用成果を保証・約束するものではありません。

好配当株の特徴

好配当株とは

好配当株とは、配当利回りが相対的に高い企業の株式のことを指します。
配当利回りとは、1株あたりの年間配当金額を株価で割った比率のことをいいます。同じ配当金額でも、株価によって配当利回りは違います。

［例］

A社	配当金 50円 / 株価 1,000円 × 100	＝5 %	配当利回り
B社	配当金 50円 / 株価 2,000円 × 100	＝2.5 %	配当利回り

※税金等は考慮せず。

- 長期の市場動向を見ますと、好配当株のパフォーマンスが株式市場全体のパフォーマンスを上回る傾向が見受けられます。
- 好配当株は、長期的には配当収益がパフォーマンスを安定化させる要因となると考えられ、株式市場全体と比べて値動きの振れ幅が小さくなる傾向が見受けられます。
  ただし、市場環境によっては、株式市場全体と比べて値動きが大きくなる局面もありました。（例えば、2008年は金融危機で減配への懸念から好配当株は大きく下落しました）

世界各国の株式および世界各国の好配当株の値動きの推移（長期実績の比較）

※1995年9月末を100として指数化。1995年9月から2012年3月までの月次データ

年間騰落率の比較

*世界の好配当株の年間騰落率（2011年値）は0.1%です。

出所:Bloomberg

※上記のグラフは、世界株式はMSCIワールド・インデックス、世界の好配当株はMSCIワールド高配当株インデックスをそれぞれ使用。
※上記のグラフは過去のデータに基づき世界株式、世界の好配当株の値動きを示すものであり、当ファンドの運用成果を示すものではなく、将来の結果をお約束するものではありません。
※MSCIワールド・インデックス、MSCIワールド高配当株インデックスは、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

主要投資対象ファンドの運用の特徴

- 成長性の高いと考えられる世界各国の配当利回りの高い企業の株式に投資する中で、国別配分・業種配分も固定せず、市場環境に応じて機動的に変更されます。
- 国別配分では、新興国株式への投資も上限20%の範囲内で市場環境に応じて運用されます。

主要投資対象ファンドの業種配分

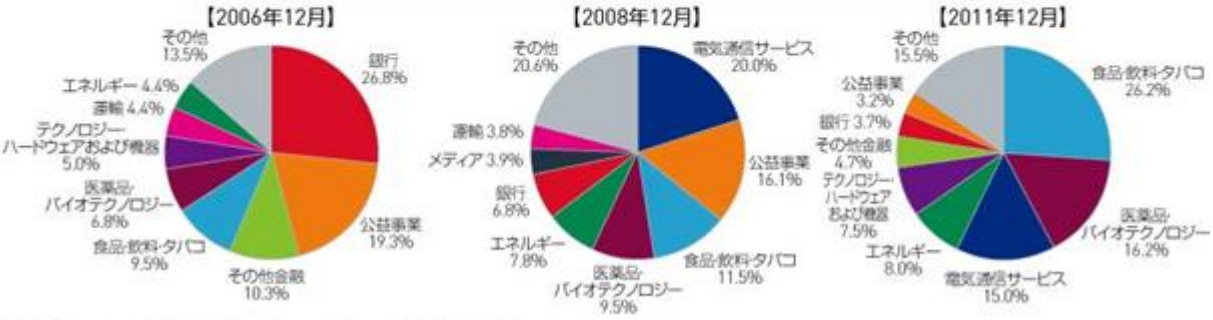

出所:ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

世界の株式の配当利回り

世界の主要株式指数における配当利回り水準(2012年3月末現在)

日本 …TOPIX(東証株価指数)
台湾 …加権指数
韓国 …韓国総合株価指数
ブラジル…ブラジルボベスパ指数
カナダ…S&Pトロント総合指数
アメリカ…S&P500種指数
イギリス…FTSE100指数
イタリア…FTSEイタリア全株指数
ドイツ…ドイツDAX指数
オーストラリア…S&P/ASX200指数
中国…上海A株指数
インド…ムンバイSENSEX30種
ロシア…ロシアRTS指数

出所:Bloomberg

※上記の図は世界株式の配当利回りを説明するために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではなく、将来の結果をお約束するものではありません。

ブラックロック・グループについて

ブラックロックは、運用資産総額で世界トップクラスの運用会社であるブラックロック・インクおよび、そのグループ会社の総称です。運用資産総額は3.51兆米ドル*（約270兆円）にのぼり、世界26ヵ国に約9,700人超の従業員を擁しております。

*2011年12月末現在。円換算レート1ドル=76.94円を使用。

※今後変更になる場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成17年９月28日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成18年10月１日	ファンド名称を変更 「メリルリンチ世界好配当株式オープン」から「ブラックロック世界好配当株式オープン」へ変更
平成19年１月４日	投資信託振替制度への移行
平成21年12月２日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

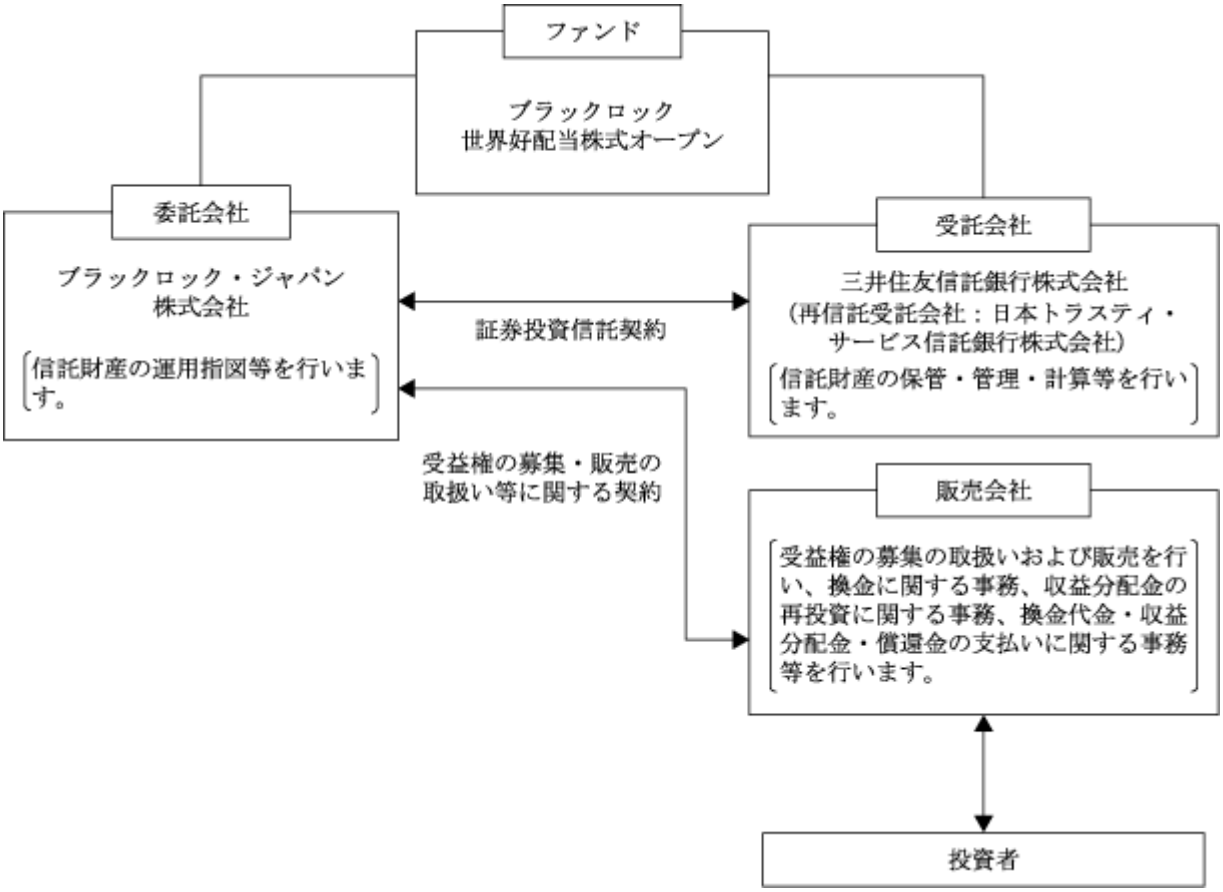

＜契約等の概要＞

ａ．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

ｂ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて＞

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

＜委託会社の概況＞

平成24年３月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金　　2,435百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月 証券投資顧問業者として登録 1987年６月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月 証券投資顧問業者として登録 1989年１月 投資一任業務認可を取得 1998年３月 投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月 証券投資顧問業者として登録 1999年８月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	10,158株	100%

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主として、世界の配当利回りの高い株式を主要な投資対象とし、弊社グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

② 各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

③ 別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

⑥ 約款で別に定める投資対象とする投資信託証券の選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

(2)【投資対象】

ａ．投資対象とする資産の種類（約款第21条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a) 有価証券

(b) 金銭債権

(c) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

ｂ．投資対象とする有価証券（約款第22条第１項）

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a) 国債証券

(b) 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に関する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の２に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）

(c) コマーシャル・ペーパー

(d) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

c．投資対象とする金融商品(約款第22条第２項)

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

投資対象ファンドの概要

投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

(a) ＢＧＩＳ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)契約型外国投資信託（米ドル建て）
投資目的	世界の株式に分散投資することにより、継続的な配当収入の確保を目指して運用を行います。配当利回りに関しては、MSCI All Country World Indexを上回ることを目指します。
設定日	2005年９月29日
信託期間	無期限
主な投資対象	・ポートフォリオは、MSCI All Country World Indexを構成する国に法人籍をもつ企業*が発行する株式に投資します。 ・ポートフォリオは、純資産総額の20%を上限として MSCI Emerging Market Indexを構成する国に法人籍をもつ企業*が発行する株式に投資することができます。 (*尚、上記各インデックスを構成する国において、その活動の大半が行われている企業を含みます。) ・通常、ポートフォリオは少なくとも50銘柄以上の株式に投資します。 ・ポートフォリオが保有する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・投資顧問会社は、しかしまた、ポートフォリオの市場リスクを避けるため、あるいはその収益を高めるためにいろいろなポートフォリオ戦略を使用とすることができます。これらの戦略は、一つの証券取引所で取引されるコール・オプション、プット・オプションおよびＣＦＤ取引のような派生商品の使用を含みます。
主な投資制限	・ポートフォリオの資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。 ・他の発行体の証券の引受を行うことはできません。
管理報酬	管理会社と委託会社間の契約により、免除されます。（注）
その他費用	保管報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬等がファンドから差し引かれます。
決算日	年１回(原則として１月末日)決算を行います。
収益分配方針	毎月原則として20日（営業日でない場合は翌営業日）に分配を行います。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・ルクセンブルグ・エス・エー

（注）投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) ＢＧＦ ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て）
投資態度	純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70%以上をデュレーションが５年未満の米ドル建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは３年以下を原則とします。 通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	2002年10月31日
存続期間	無期限
主な投資対象	主として米ドル建ての投資適格債に投資します。
主な投資制限	・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資はファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の５%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ありません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年１回（原則として８月末日）に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(3)【運用体制】

① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
　社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③ 当ファンドの運用は、運用企画チーム（当ファンド担当：３名程度）が担当いたします。

<u>運用体制図</u>

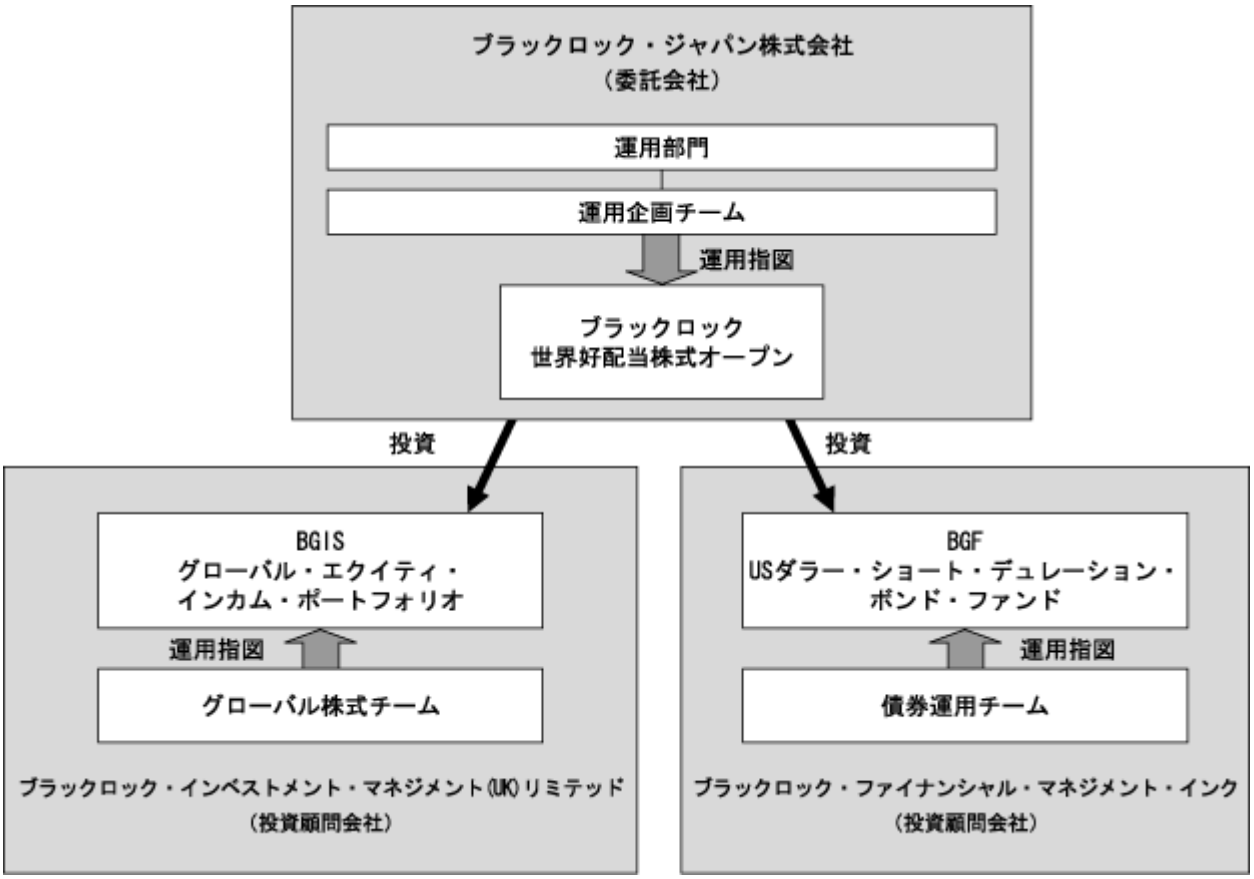

※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.51兆ドル＊(約270兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

＊ 2011年12月末現在。(円換算レートは１ドル＝80.76円を使用)

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

月１回の毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

・ 委託会社が前記ａ．の範囲内で決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを目指します。
・ 毎年２月および８月の決算時には、基準価額水準、市況動向等を勘案し、前記に加え、売買益(評価益を含みます)等より分配を行う場合があります。
・ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

ｃ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

ａ．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は累積投資契約＊に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。

＊ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

ｂ．時効

投資者が、ａ．(a)に規定する支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

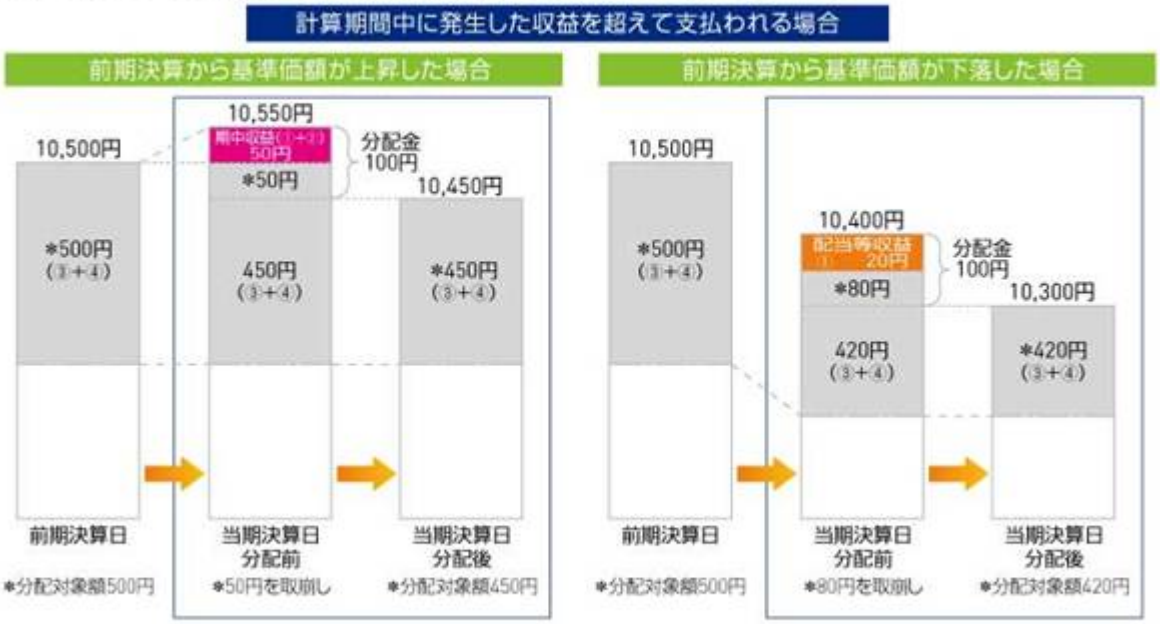

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より計算期間中の基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

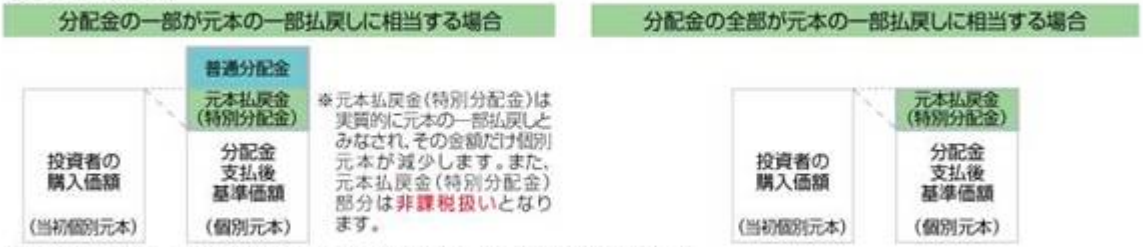

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

ａ．投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
（運用の基本方針　２．運用方法（3）投資制限　①）

ｂ．投資信託証券への投資制限(運用の基本方針　２．運用方法（3）投資制限　②)
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ｃ．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針　２．運用方法（3）投資制限　③)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ｄ．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｅ．外国為替予約の指図および範囲(約款第26条)
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｆ．資金の借入れ(約款第33条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用によりに生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a．株価変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エマージング（新興）市場の発行体が発行する株式にも一部投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｅ．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

ａ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入の受付および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

ｂ．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

ｃ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：http://www.blackrock.co.jp

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.239%(税抜1.18%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.63% (税抜0.60%)	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.0315% (税抜0.03%)	年1.239% (税抜1.18%)

※ 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
６．公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

④ 外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。

⑤ 投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等が別途投資対象ファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

ａ．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。)

② 換金時および償還時の課税について

ａ．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

ｂ．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

［平成24年12月31日までの間］

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税７%、地方税３%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10%（所得税７%および地方税３%））のいずれかを選択することができます。

［平成25年１月１日から平成25年12月31日までの間］

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%(所得税7.147%、地方税３％)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10.147%（所得税7.147%および地方税３％））のいずれかを選択することができます。

［平成26年１月１日以降］

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税５％)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税５％））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

［平成24年12月31日までの間］

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税７％および地方税３％）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

［平成25年１月１日から平成25年12月31日までの間］

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10.147%(所得税7.147%、地方税３％)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

［平成26年１月１日以降］

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%(所得税15.315%、地方税５％)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b．法人の投資者に対する課税

［平成24年12月31日までの間］

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、７％(所得税７％、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

［平成25年１月１日から平成25年12月31日までの間］

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

［平成26年１月１日以降］

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。
※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック世界好配当株式オープン」

(1)【投資状況】(平成24年３月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		8,003,444,503	96.75
	内 アメリカ	8,003,444,503	96.75
投資証券		83,287,697	1.01
	内 アメリカ	83,287,697	1.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		185,673,270	2.24
純資産総額		8,272,405,470	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2)【投資資産】(平成24年３月末現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	BGIS グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ	アメリカ	投資信託受益証券	8,655,764	926.28	8,017,672,849	924.63	8,003,444,503	96.75
2	BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	アメリカ	投資証券	79,044	1,052.03	83,157,764	1,053.67	83,287,697	1.01

(注１) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
(注２) 簿価単価及び評価単価は投資信託受益証券及び投資証券の１口当たりの価額です。
(注３) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.75
投資証券	1.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年３月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１特定期間	第１期(平成17年12月26日)	7,434,612,467	7,448,796,735	1.0483	1.0503
	第２期(平成18年１月25日)	7,959,857,032	7,974,921,449	1.0568	1.0588
	第３期(平成18年２月27日)	8,549,243,041	8,956,344,965	1.0500	1.1000
第２特定期間	第４期(平成18年３月27日)	10,115,398,838	10,134,417,027	1.0638	1.0658
	第５期(平成18年４月25日)	11,413,520,448	11,434,896,199	1.0679	1.0699
	第６期(平成18年５月25日)	11,828,870,600	11,852,123,472	1.0174	1.0194
	第７期(平成18年６月26日)	12,169,915,980	12,193,654,768	1.0253	1.0273
	第８期(平成18年７月25日)	12,486,251,585	12,510,333,092	1.0370	1.0390
	第９期(平成18年８月25日)	12,877,598,090	13,306,094,760	1.0519	1.0869
第３特定期間	第10期(平成18年９月25日)	13,211,684,695	13,236,742,512	1.0545	1.0565
	第11期(平成18年10月25日)	13,694,419,715	13,719,086,049	1.1104	1.1124
	第12期(平成18年11月27日)	13,492,597,228	13,517,051,022	1.1035	1.1055
	第13期(平成18年12月25日)	14,153,834,889	14,178,205,582	1.1615	1.1635
	第14期(平成19年１月25日)	15,134,571,382	15,159,741,156	1.2026	1.2046
	第15期(平成19年２月26日)	15,191,820,191	16,119,699,261	1.1461	1.2161
第４特定期間	第16期(平成19年３月26日)	16,526,630,524	16,556,145,631	1.1199	1.1219
	第17期(平成19年４月25日)	17,290,544,557	17,320,119,853	1.1693	1.1713
	第18期(平成19年５月25日)	17,839,780,222	17,869,202,145	1.2127	1.2147
	第19期(平成19年６月25日)	17,891,844,606	17,920,795,187	1.2360	1.2380
	第20期(平成19年７月25日)	17,725,413,444	17,754,352,583	1.2250	1.2270
	第21期(平成19年８月27日)	16,468,038,213	16,688,935,267	1.1183	1.1333
第５特定期間	第22期(平成19年９月25日)	17,016,403,497	17,045,958,301	1.1515	1.1535
	第23期(平成19年10月25日)	16,481,908,477	16,523,841,139	1.1792	1.1822
	第24期(平成19年11月26日)	14,810,214,335	14,851,105,729	1.0866	1.0896
	第25期(平成19年12月25日)	15,557,709,670	15,597,881,715	1.1618	1.1648
	第26期(平成20年１月25日)	13,344,869,243	13,384,538,847	1.0092	1.0122
	第27期(平成20年２月25日)	13,638,113,517	13,771,534,458	1.0222	1.0322
第６特定期間	第28期(平成20年３月25日)	12,587,616,543	12,627,145,058	0.9553	0.9583
	第29期(平成20年４月25日)	13,454,354,478	13,493,420,619	1.0332	1.0362
	第30期(平成20年５月26日)	13,297,258,232	13,336,245,065	1.0232	1.0262
	第31期(平成20年６月25日)	12,864,664,613	12,903,863,752	0.9846	0.9876
	第32期(平成20年７月25日)	12,389,637,210	12,428,737,813	0.9506	0.9536
	第33期(平成20年８月25日)	12,049,021,966	12,179,052,713	0.9266	0.9366
第７特定期間	第34期(平成20年９月25日)	10,574,571,726	10,612,628,312	0.8336	0.8366
	第35期(平成20年10月27日)	6,455,855,440	6,492,785,943	0.5244	0.5274
	第36期(平成20年11月25日)	6,238,132,580	6,274,923,047	0.5087	0.5117
	第37期(平成20年12月25日)	6,434,526,436	6,471,114,951	0.5276	0.5306
	第38期(平成21年１月26日)	5,705,825,247	5,730,226,789	0.4677	0.4697
	第39期(平成21年２月25日)	5,905,498,644	5,929,784,438	0.4863	0.4883

特定期間	計算期間	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第８特定期間	第40期(平成21年３月25日)	6,363,955,155	6,388,114,100	0.5268	0.5288
	第41期(平成21年４月27日)	6,523,903,878	6,548,295,771	0.5349	0.5369
	第42期(平成21年５月25日)	6,906,315,625	6,930,815,378	0.5638	0.5658
	第43期(平成21年６月25日)	7,169,280,501	7,194,081,439	0.5781	0.5801
	第44期(平成21年７月27日)	7,391,068,539	7,415,487,603	0.6054	0.6074
	第45期(平成21年８月25日)	7,769,068,299	7,793,430,162	0.6378	0.6398
第９特定期間	第46期(平成21年９月25日)	7,670,933,289	7,695,080,286	0.6354	0.6374
	第47期(平成21年10月26日)	7,927,039,579	7,950,926,360	0.6637	0.6657
	第48期(平成21年11月25日)	7,622,095,971	7,645,918,965	0.6399	0.6419
	第49期(平成21年12月25日)	7,771,031,784	7,794,657,457	0.6578	0.6598
	第50期(平成22年１月25日)	7,454,555,434	7,477,913,440	0.6383	0.6403
	第51期(平成22年２月25日)	7,287,085,224	7,310,535,929	0.6215	0.6235
第10特定期間	第52期(平成22年３月25日)	7,589,010,749	7,612,207,253	0.6543	0.6563
	第53期(平成22年４月26日)	8,505,713,980	8,530,492,039	0.6866	0.6886
	第54期(平成22年５月25日)	7,582,738,961	7,608,946,165	0.5787	0.5807
	第55期(平成22年６月25日)	7,787,627,012	7,814,039,456	0.5897	0.5917
	第56期(平成22年７月26日)	7,800,197,202	7,826,292,489	0.5978	0.5998
	第57期(平成22年８月25日)	7,310,284,515	7,361,856,796	0.5670	0.5710
第11特定期間	第58期(平成22年９月27日)	7,976,548,041	8,028,328,905	0.6162	0.6202
	第59期(平成22年10月25日)	7,902,541,558	7,954,603,419	0.6072	0.6112
	第60期(平成22年11月25日)	8,149,136,217	8,202,717,371	0.6084	0.6124
	第61期(平成22年12月27日)	8,637,784,548	8,693,901,218	0.6157	0.6197
	第62期(平成23年１月25日)	9,053,657,617	9,112,375,436	0.6168	0.6208
	第63期(平成23年２月25日)	9,308,564,333	9,369,634,112	0.6097	0.6137
第12特定期間	第64期(平成23年３月25日)	9,606,084,565	9,668,984,810	0.6109	0.6149
	第65期(平成23年４月25日)	9,792,160,154	9,852,869,933	0.6452	0.6492
	第66期(平成23年５月25日)	9,780,824,837	9,841,403,020	0.6458	0.6498
	第67期(平成23年６月27日)	8,952,247,404	9,010,199,823	0.6179	0.6219
	第68期(平成23年７月25日)	9,152,543,257	9,211,951,210	0.6163	0.6203
	第69期(平成23年８月25日)	8,413,127,714	8,472,155,684	0.5701	0.5741
第13特定期間	第70期(平成23年９月26日)	7,744,649,467	7,804,136,944	0.5208	0.5248
	第71期(平成23年10月25日)	8,142,213,135	8,200,150,415	0.5621	0.5661
	第72期(平成23年11月25日)	7,805,540,442	7,862,401,101	0.5491	0.5531
	第73期(平成23年12月26日)	8,001,159,410	8,057,315,925	0.5699	0.5739
	第74期(平成24年１月25日)	8,014,317,684	8,042,482,209	0.5691	0.5711
	第75期(平成24年２月27日)	8,234,203,367	8,261,041,757	0.6136	0.6156
平成23年３月末現在		10,119,335,385	—	0.6364	—
平成23年４月28日		9,833,847,052	—	0.6518	—
平成23年５月31日		9,482,771,611	—	0.6409	—
平成23年６月30日		9,203,801,523	—	0.6261	—
平成23年７月29日		8,977,013,747	—	0.6043	—
平成23年８月31日		8,318,926,665	—	0.5652	—
平成23年９月30日		8,091,017,174	—	0.5450	—

特定期間	計算期間	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成23年10月31日		8,501,466,971	―	0.5866	―
平成23年11月30日		7,922,951,974	―	0.5565	―
平成23年12月30日		8,020,847,076	―	0.5714	―
平成24年１月31日		7,824,362,540	―	0.5582	―
平成24年２月29日		8,206,237,992	―	0.6095	―
平成24年３月30日		8,272,405,470	―	0.6203	―

②【分配の推移】

特定期間	計算期間	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間	第１期	0.0020
	第２期	0.0020
	第３期	0.0500
第２特定期間	第４期	0.0020
	第５期	0.0020
	第６期	0.0020
	第７期	0.0020
	第８期	0.0020
	第９期	0.0350
第３特定期間	第10期	0.0020
	第11期	0.0020
	第12期	0.0020
	第13期	0.0020
	第14期	0.0020
	第15期	0.0700
第４特定期間	第16期	0.0020
	第17期	0.0020
	第18期	0.0020
	第19期	0.0020
	第20期	0.0020
	第21期	0.0150
第５特定期間	第22期	0.0020
	第23期	0.0030
	第24期	0.0030
	第25期	0.0030
	第26期	0.0030
	第27期	0.0100
第６特定期間	第28期	0.0030
	第29期	0.0030
	第30期	0.0030
	第31期	0.0030
	第32期	0.0030
	第33期	0.0100

特定期間	計算期間	１口当たりの分配金(円)
第７特定期間	第34期	0.0030
	第35期	0.0030
	第36期	0.0030
	第37期	0.0030
	第38期	0.0020
	第39期	0.0020
第８特定期間	第40期	0.0020
	第41期	0.0020
	第42期	0.0020
	第43期	0.0020
	第44期	0.0020
	第45期	0.0020
第９特定期間	第46期	0.0020
	第47期	0.0020
	第48期	0.0020
	第49期	0.0020
	第50期	0.0020
	第51期	0.0020
第10特定期間	第52期	0.0020
	第53期	0.0020
	第54期	0.0020
	第55期	0.0020
	第56期	0.0020
	第57期	0.0040
第11特定期間	第58期	0.0040
	第59期	0.0040
	第60期	0.0040
	第61期	0.0040
	第62期	0.0040
	第63期	0.0040
第12特定期間	第64期	0.0040
	第65期	0.0040
	第66期	0.0040
	第67期	0.0040
	第68期	0.0040
	第69期	0.0040
第13特定期間	第70期	0.0040
	第71期	0.0040
	第72期	0.0040
	第73期	0.0040
	第74期	0.0020
	第75期	0.0020

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率(%)
第１特定期間	第１期	5.0
	第２期	1.0
	第３期	4.1
第２特定期間	第４期	1.5
	第５期	0.6
	第６期	△4.5
	第７期	1.0
	第８期	1.3
	第９期	4.8
第３特定期間	第10期	0.4
	第11期	5.5
	第12期	△0.4
	第13期	5.4
	第14期	3.7
	第15期	1.1
第４特定期間	第16期	△2.1
	第17期	4.6
	第18期	3.9
	第19期	2.1
	第20期	△0.7
	第21期	△7.5
第５特定期間	第22期	3.1
	第23期	2.7
	第24期	△7.6
	第25期	7.2
	第26期	△12.9
	第27期	2.3
第６特定期間	第28期	△6.3
	第29期	8.5
	第30期	△0.7
	第31期	△3.5
	第32期	△3.1
	第33期	△1.5
第７特定期間	第34期	△9.7
	第35期	△36.7
	第36期	△2.4
	第37期	4.3
	第38期	△11.0
	第39期	4.4

特定期間	計算期間	収益率(%)
第８特定期間	第40期	8.7
	第41期	1.9
	第42期	5.8
	第43期	2.9
	第44期	5.1
	第45期	5.7
第９特定期間	第46期	△0.1
	第47期	4.8
	第48期	△3.3
	第49期	3.1
	第50期	△2.7
	第51期	△2.3
第10特定期間	第52期	5.6
	第53期	5.2
	第54期	△15.4
	第55期	2.2
	第56期	1.7
	第57期	△4.5
第11特定期間	第58期	9.4
	第59期	△0.8
	第60期	0.9
	第61期	1.9
	第62期	0.8
	第63期	△0.5
第12特定期間	第64期	0.9
	第65期	6.3
	第66期	0.7
	第67期	△3.7
	第68期	0.4
	第69期	△6.8
第13特定期間	第70期	△7.9
	第71期	8.7
	第72期	△1.6
	第73期	4.5
	第74期	0.2
	第75期	8.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第１期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(１万口当たり)として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第１特定期間	第１期	7,244,364,722	152,230,654	7,092,134,068
	第２期	558,443,071	118,368,437	7,532,208,702
	第３期	1,056,500,448	446,670,652	8,142,038,498
第２特定期間	第４期	1,489,554,153	122,497,738	9,509,094,913
	第５期	1,304,283,797	125,502,791	10,687,875,919
	第６期	1,032,119,201	93,558,697	11,626,436,423
	第７期	292,716,108	49,758,110	11,869,394,421
	第８期	236,649,103	65,289,861	12,040,753,663
	第９期	390,334,855	188,326,499	12,242,762,019
第３特定期間	第10期	705,433,896	419,287,210	12,528,908,705
	第11期	621,381,370	817,122,698	12,333,167,377
	第12期	520,365,197	626,635,557	12,226,897,017
	第13期	498,841,428	540,391,892	12,185,346,553
	第14期	1,020,311,375	620,770,922	12,584,887,006
	第15期	1,045,909,769	375,381,486	13,255,415,289
第４特定期間	第16期	1,817,184,863	315,046,442	14,757,553,710
	第17期	517,490,080	487,395,712	14,787,648,078
	第18期	524,560,255	601,246,440	14,710,961,893
	第19期	336,330,808	572,002,160	14,475,290,541
	第20期	425,405,677	431,126,681	14,469,569,537
	第21期	391,491,516	134,590,721	14,726,470,332
第５特定期間	第22期	322,649,340	271,717,660	14,777,402,012
	第23期	96,496,053	896,343,992	13,977,554,073
	第24期	186,737,541	533,826,796	13,630,464,818
	第25期	265,218,968	505,002,106	13,390,681,680
	第26期	87,873,827	255,353,991	13,223,201,516
	第27期	214,928,673	96,036,030	13,342,094,159
第６特定期間	第28期	139,639,812	305,562,215	13,176,171,756
	第29期	37,601,773	191,726,211	13,022,047,318
	第30期	129,882,441	156,318,525	12,995,611,234
	第31期	218,960,615	148,192,101	13,066,379,748
	第32期	132,672,021	165,517,193	13,033,534,576
	第33期	99,096,070	129,555,917	13,003,074,729
第７特定期間	第34期	41,732,901	359,278,781	12,685,528,849
	第35期	17,130,807	392,491,935	12,310,167,721
	第36期	45,790,149	92,468,840	12,263,489,030
	第37期	107,182,160	174,499,294	12,196,171,896
	第38期	12,583,765	7,984,372	12,200,771,289
	第39期	15,917,789	73,791,857	12,142,897,221

特定期間	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第８特定期間	第40期	12,972,327	76,396,640	12,079,472,908
	第41期	215,181,963	98,708,225	12,195,946,646
	第42期	72,225,925	18,295,599	12,249,876,972
	第43期	218,850,229	68,257,952	12,400,469,249
	第44期	60,734,095	251,670,873	12,209,532,471
	第45期	215,513,407	244,113,927	12,180,931,951
第９特定期間	第46期	13,034,586	120,467,715	12,073,498,822
	第47期	60,894,399	191,002,609	11,943,390,612
	第48期	62,153,022	94,046,474	11,911,497,160
	第49期	52,644,736	151,305,138	11,812,836,758
	第50期	61,085,200	194,918,957	11,679,003,001
	第51期	188,031,211	141,681,440	11,725,352,772
第10特定期間	第52期	53,063,294	180,163,667	11,598,252,399
	第53期	1,110,709,160	319,931,904	12,389,029,655
	第54期	794,676,966	80,104,436	13,103,602,185
	第55期	262,866,848	160,246,773	13,206,222,260
	第56期	75,089,938	233,668,421	13,047,643,777
	第57期	14,035,960	168,609,374	12,893,070,363
第11特定期間	第58期	408,582,710	356,436,935	12,945,216,138
	第59期	193,058,737	122,809,600	13,015,465,275
	第60期	546,383,788	166,560,420	13,395,288,643
	第61期	759,922,386	126,043,492	14,029,167,537
	第62期	719,627,280	69,339,847	14,679,454,970
	第63期	716,799,211	128,809,418	15,267,444,763
第12特定期間	第64期	585,974,605	128,358,055	15,725,061,313
	第65期	690,973,476	1,238,589,908	15,177,444,881
	第66期	385,028,096	417,927,116	15,144,545,861
	第67期	229,582,912	886,023,784	14,488,104,989
	第68期	708,956,910	345,073,495	14,851,988,404
	第69期	559,095,729	654,091,461	14,756,992,672
第13特定期間	第70期	438,622,430	323,745,806	14,871,869,296
	第71期	99,635,504	487,184,663	14,484,320,137
	第72期	73,275,082	342,430,424	14,215,164,795
	第73期	96,314,626	272,350,605	14,039,128,816
	第74期	203,733,001	160,599,218	14,082,262,599
	第75期	130,276,241	793,343,584	13,419,195,256

（参考情報）

運用実績（2012年２月29日現在）

基準価額・純資産の推移

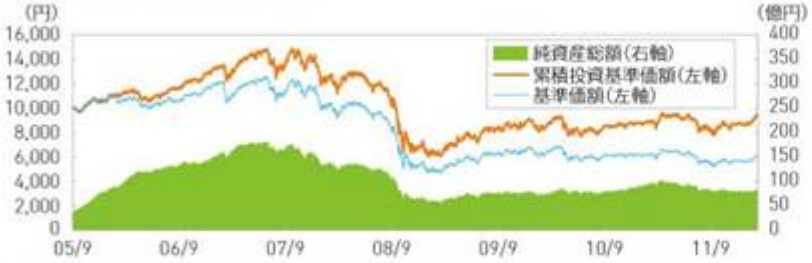

※ 累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

設定来累計		3,750円
直近1年間累計		440円
第71期	2011年10月	40円
第72期	2011年11月	40円
第73期	2011年12月	40円
第74期	2012年1月	20円
第75期	2012年2月	20円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、国別構成比率、業種構成比率、通貨別構成比率は、当ファンドの主要投資対象である「BGIS グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ」の運用状況です。

資産構成比率

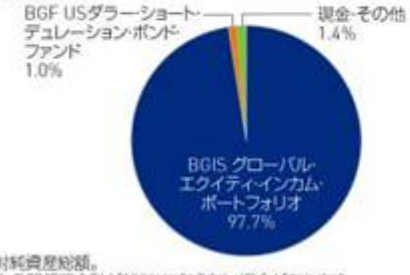

※比率は対純資産総額。
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄*(%)

	銘柄名	比率
1	サノフィ・アベンティス	3.4
2	台湾セミコンダクター	3.0
3	ノバルティス	2.7
4	ファイザー	2.7
5	グラクソ・スミスクライン	2.7
6	ヘネス&モーリッツ	2.6
7	ジョンソン・エンド・ジョンソン	2.5
8	コカ・コーラ	2.5
9	ネスレ	2.5
10	ロイヤル・ダッチ／シェル	2.5

国別構成比率*(%)

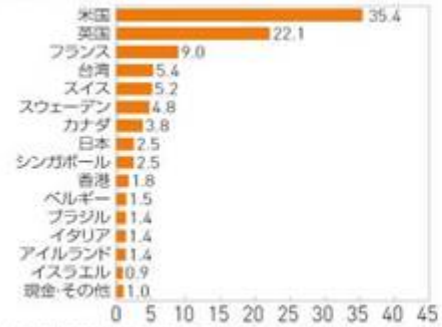

業種構成比率*(%)

通貨別構成比率*(%)

*比率はBGIS グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオの純資産総額に対する割合。構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2005年は設定日(9月28日)から年末までの収益率を表示しています。
※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 当ファンドにはベンチマークはありません。

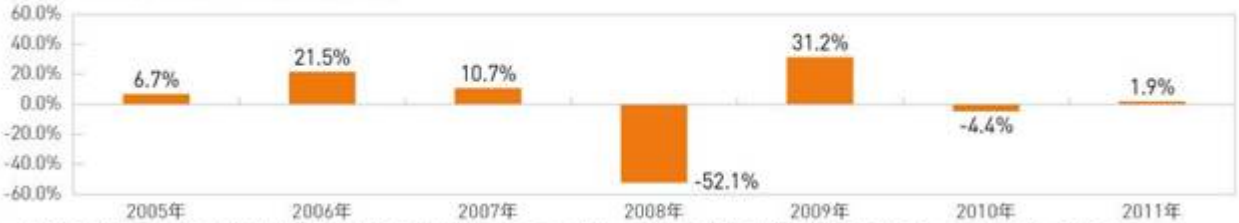

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２ 【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款＊」にしたがって契約を締結します。

＊ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

取り扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：http://www.blackrock.co.jp

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後３時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 購入不可日

申込期間中は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

取り扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

ａ．購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

ｂ．累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 購入代金の支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。

取扱いを行うコースおよび換金単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後３時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

(5) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して５営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「好配当株」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）
ホームページアドレス：http://www.blackrock.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、平成17年９月28日から平成17年12月26日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還します。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。

f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

g．d．～ f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｊ．ｉ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更ｄ．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｋ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．ｂ．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．ｃ．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

ｅ．委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｅ．の規定にしたがいます。

③ 運用報告書の作成

毎年２月および８月の決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

④ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して５営業日以内に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

＜累積投資コース＞

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。換金代金は、投資者の請求を受けた日から起算して、原則として、５営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３　【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間(平成23年８月26日から平成24年２月27日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ブラックロック世界好配当株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成23年８月25日現在)	当特定期間末 (平成24年２月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	996,797	24,818
コール・ローン	148,256,271	119,352,213
投資信託受益証券	8,238,972,870	8,067,339,608
投資証券	82,129,374	81,990,144
未収配当金	25,986,644	7,706,902
流動資産合計	8,496,341,956	8,276,413,685
資産合計	8,496,341,956	8,276,413,685
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	59,027,970	26,838,390
未払解約金	14,948,824	6,143,353
未払受託者報酬	227,817	227,014
未払委託者報酬	8,733,210	8,702,571
その他未払費用	276,421	298,990
流動負債合計	83,214,242	42,210,318
負債合計	83,214,242	42,210,318
純資産の部		
元本等		
元本	14,756,992,672	13,419,195,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,343,864,958	△5,184,991,889
（分配準備積立金）	290,097,897	49,181,196
元本等合計	8,413,127,714	8,234,203,367
純資産合計	8,413,127,714	8,234,203,367
負債純資産合計	8,496,341,956	8,276,413,685

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間 (自 平成23年２月26日 至 平成23年８月25日)	当特定期間 (自 平成23年８月26日 至 平成24年２月27日)
営業収益		
受取配当金	220,235,125	93,820,752
受取利息	81,093	59,082
有価証券売買等損益	214,318,303	401,946,412
為替差損益	△550,090,819	424,317,486
営業収益合計	△115,456,298	920,143,732
営業費用		
受託者報酬	1,461,322	1,293,214
委託者報酬	56,019,133	49,575,101
その他費用	1,660,377	1,720,353
営業費用合計	59,140,832	52,588,668
営業利益又は営業損失（△）	△174,597,130	867,555,064
経常利益又は経常損失（△）	△174,597,130	867,555,064
当期純利益又は当期純損失（△）	△174,597,130	867,555,064
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	25,948,998	27,673,506
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,958,880,430	△6,343,864,958
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,376,878,503	1,056,306,546
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,376,878,503	1,056,306,546
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,200,740,354	451,870,189
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,200,740,354	451,870,189
分配金	360,576,549	285,444,846
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,343,864,958	△5,184,991,889

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券及び投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資証券は、その配当落ち日に予想配当金額を、投資信託受益証券は、その収益分配金落ち日に予想収益分配金額を計上し、入金金額との差額についてはそれぞれ入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

５ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（2）特定期間末日の取扱い

当特定期間は当特定期間末が休業日であったため、平成23年８月26日から平成24年２月27日までとなっております。

（追加情報）

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間末 (平成23年８月25日現在)	当特定期間末 (平成24年２月27日現在)
１　当該特定期間の末日における受益権総数	14,756,992,672口	13,419,195,256口
２　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 6,343,864,958円	元本の欠損 5,184,991,889円
３　１口当たり純資産額	0.5701円	0.6136円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前特定期間 (自 平成23年２月26日 至 平成23年８月25日)
1 分配金の計算過程	第64期計算期間(平成23年２月26日～平成23年３月25日) 当期計算期末における、費用控除後の配当等収益（39,198,755円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,060,702,221円）、分配準備積立金(577,327,993円）により、分配対象収益は2,677,228,969円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、62,900,245円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第65期計算期間(平成23年３月26日～平成23年４月25日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（18,343,128円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,012,467,246円）、分配準備積立金(510,881,084円）により、分配対象収益は2,541,691,458円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、60,709,779円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第66期計算期間(平成23年４月26日～平成23年５月25日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（57,559,703円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,020,870,025円）、分配準備積立金(455,686,153円）により、分配対象収益は2,534,115,881円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、60,578,183円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第67期計算期間(平成23年５月26日～平成23年６月27日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（21,127,864円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,939,991,363円）、分配準備積立金(426,329,781円）により、分配対象収益は2,387,449,008円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、57,952,419円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第68期計算期間(平成23年６月28日～平成23年７月25日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（26,440,531円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,007,602,597円）、分配準備積立金(380,430,565円）により、分配対象収益は2,414,473,693円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、59,407,953円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第69期計算期間(平成23年７月26日～平成23年８月25日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（16,726,233円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,007,625,408円）、分配準備積立金(332,399,634円）により、分配対象収益は2,356,751,275円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、59,027,970円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。

項目	当特定期間 (自 平成23年８月26日 至 平成24年２月27日)
１ 分配金の計算過程	第70期計算期間（平成23年８月26日～平成23年９月26日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（26,131,761円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,031,835,989円）、分配準備積立金(283,806,400円）により、分配対象収益は2,341,774,150円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、59,487,477円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第71期計算期間（平成23年９月27日～平成23年10月25日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（1,591,243円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,980,538,158円）、分配準備積立金(242,274,355円）により、分配対象収益は2,224,403,756円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、57,937,280円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第72期計算期間（平成23年10月26日～平成23年11月25日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（16,624,899円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,944,656,500円）、分配準備積立金(181,549,762円）により、分配対象収益は2,142,831,161円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、56,860,659円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第73期計算期間（平成23年11月26日～平成23年12月26日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（12,001,566円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,921,532,790円）、分配準備積立金(138,614,375円）により、分配対象収益は2,072,148,731円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、56,156,515円（１万口当り40円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第74期計算期間（平成23年12月27日～平成24年１月25日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（7,471,084円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,928,800,616円）、分配準備積立金(93,383,207円）により、分配対象収益は2,029,654,907円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、28,164,525円（１万口当り20円）を分配に充てる事と決定いたしました。 第75期計算期間（平成24年１月26日～平成24年２月27日） 当計算期末における、費用控除後の配当等収益（7,420,224円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,838,707,864円）、分配準備積立金(68,599,362円）により、分配対象収益は1,914,727,450円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、26,838,390円（１万口当り20円）を分配に充てる事と決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券及び投資証券であります。
当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。
また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (平成23年８月25日現在)	当特定期間末 (平成24年２月27日現在)
１ 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１ 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２ 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２ 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
３ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４ 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４ 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

１ 期中元本変動額

項目	前特定期間末 (平成23年８月25日現在)	当特定期間末 (平成24年２月27日現在)
期首元本額	15,267,444,763円	14,756,992,672円
期中追加設定元本額	3,159,611,728円	1,041,856,884円
期中一部解約元本額	3,670,063,819円	2,379,654,300円

２ 有価証券関係

前特定期間末(平成23年８月25日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△448,436,433
投資証券	△327,294
合計	△448,763,727

当特定期間末(平成24年２月27日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	283,325,047
投資証券	509,577
合計	283,834,624

３ デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	BGIS グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ	8,821,464.560	99,241,476.300	
	アメリカドル 小計		8,821,464.560	99,241,476.300 (8,067,339,608)	
投資信託受益証券 合計			8,821,464.560	8,067,339,608 (8,067,339,608)	
投資証券	アメリカドル	BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	79,044.900	1,008,612.920	
	アメリカドル 小計		79,044.900	1,008,612.920 (81,990,144)	
投資証券 合計			79,044.900	81,990,144 (81,990,144)	
合計				8,149,329,752 (8,149,329,752)	

(注1)上記における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。
(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	99.0% —%	—% 1.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスＸ投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ クラスＦ受益証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券及び投資信託受益証券は、これらの投資証券及び投資信託受益証券であります。各ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

各ファンドの状況

(1) 「ブラックロック・グローバル・ファンズ ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」はルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2011年８月31日に終了する計算期間(2010年９月１日から2011年８月31日まで)に係る財務書類であります。

当該財務書類は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2011年８月31日現在の財務書類のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。

(2)「ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ」はルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資信託であり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2011年７月31日に終了する中間計算期間(2011年２月１日から2011年７月31日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ」の2011年７月31日現在の中間財務書類のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けておりません。

次へ

純資産計算書 2011年８月31日現在

	注記	ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド 米ドル
資産		
投資有価証券－取得原価		182,715,227
未実現評価益		140,605
投資有価証券－時価	2 (a)	182,855,832
銀行預金	2 (a)	1,806,324
未収利息および未収配当金	2 (a)	1,471,877
売却投資有価証券未収金	2 (a)	50,360,964*
販売投資証券未収金	2 (a)	4,230,230
以下に係る未実現利益：		
先物予約	2 (c)	15,284
その他の資産	2 (a,c)	7,508
資産合計		240,748,019
負債		
未払収益分配金	2 (a)	63,396
購入投資有価証券未払金	2 (a)	66,577,354*
買戻し投資証券未払金	2 (a)	133,314
以下に係る未実現損失：		
先渡為替予約	2 (c)	36,206
スワップの時価	2 (c)	9,809
売建オプション／スワップションの時価	2 (c)	24,169
その他の負債		362,380
負債合計		67,206,628
純資産合計		173,541,391

* TBAを含む。詳細については、注記２を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

３会計年度末における純資産価額の概要 2011年８月31日現在

	ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド			
	通貨	2011年 ８月31日現在	2010年 ８月31日現在	2009年 ８月31日現在
純資産合計	米ドル	173,541,391	145,131,526	91,265,009
以下の１口当たり純資産価額：				
クラスＡ毎日分配型投資証券	米ドル	8.66	8.68	8.42
クラスＡ毎月分配型投資証券	米ドル	8.66	8.67	8.42
クラスＡ無分配投資証券	米ドル	11.95	11.69	10.98
クラスＢ毎日分配型投資証券	米ドル	8.67	8.69	8.43
クラスＢ無分配投資証券	米ドル	10.94	10.81	10.25
クラスＣ毎日分配型投資証券	米ドル	8.67	8.68	8.42
クラスＣ無分配投資証券	米ドル	10.70	10.60	10.08
クラスＤ毎月分配型投資証券	米ドル	9.93	－	－
クラスＥ無分配投資証券	米ドル	11.35	11.16	10.53
クラスＸ無分配投資証券	米ドル	12.51	12.15	11.32

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書 2011年８月31日に終了した会計年度

	注記	ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド 米ドル
期首純資産		145,131,526
収益		
預金利息		702
債券利息		5,711,946
収益合計	2 (b)	5,712,648
費用		
銀行利息		1,477
スワップ利息		82,644
管理事務代行報酬	5	126,395
保管および預託報酬	6	31,398
販売報酬	4	623,831
税金	7	85,324
投資運用報酬	4	1,206,855
管理事務代行報酬／投資運用報酬の減額	5	(174,122)
費用合計		1,983,802
純投資利益		3,728,846
以下に係る実現純利益／（損失）：		
投資有価証券	2 (a)	1,934,650
先物予約	2 (c)	(1,340,872)
オプション契約	2 (c)	(4,304)
スワップ取引	2 (c)	(122,202)
先渡為替予約	2 (c)	(804,560)
その他の取引に係る外国通貨		(9,239)
当期実現純損失		(346,527)
以下に係る未実現評価益／（損）の純変動額：		
投資有価証券	2 (a)	(734,108)
先物予約	2 (c)	68,212
オプション契約	2 (c)	(10,277)
スワップ取引	2 (c)	159,348
先渡為替予約	2 (c)	(7,540)
その他の取引に係る外国通貨		7,751
当期未実現利益／（損失）の純変動		(516,614)
運用成績による純資産の増加		2,865,705
資本の変動		
投資証券発行による正味受取額		255,809,009
投資証券買戻しによる正味支払額		(229,558,938)
資本の変動による純資産の増加		26,250,071
配当金宣言額	14	(705,911)
期末純資産		173,541,391

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2011年８月31日現在

	ＵＳダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスＡ毎日分配型投資証券	2,371,590	1,122,021	1,027,793	2,465,818
クラスＡ毎月分配型投資証券	91,235	44,282	89,160	46,357
クラスＡ無分配投資証券	4,210,425	13,732,786	13,903,153	4,040,058
クラスＢ毎日分配型投資証券	528,710	135,410	129,177	534,943
クラスＢ無分配投資証券	938,709	82,964	191,385	830,288
クラスＣ毎日分配型投資証券	1,103,626	556,714	352,319	1,308,021
クラスＣ無分配投資証券	1,406,726	1,686,852	1,677,811	1,415,767
クラスＤ毎月分配型投資証券	－	14,481	5,000	9,481
クラスＥ無分配投資証券	2,825,458	2,499,308	1,811,192	3,513,574
クラスＸ無分配投資証券	312,481	2,343,310	790,801	1,864,990

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

財務書類に対する注記

１．組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の投資法人（変動資本を有する会社型投資信託、すなわちＳＩＣＡＶ）であり、2011年６月30日までは2002年12月20日付のルクセンブルグ法（以下「2002年法」という。）パートＩに基づき、2011年７月１日以降は2010年12月17日付のルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）パートＩに基づいて設立されている。ＵＣＩＴＳ Ⅳは、2011年７月１日以降に開始する会計期間より導入される予定である。

2011年８月31日現在、当社は63のファンドにおける投資証券を発行している。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、以下の投資証券のクラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

投資証券のクラス

2011年８月31日現在、当社は以下のクラス投資証券を発行している。

クラスA

クラスA毎年分配型投資証券
クラスAユーロ・ヘッジ毎年分配型投資証券
クラスA毎日分配型投資証券
クラスAユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券
クラスA総収益分配型投資証券
クラスA毎月分配型投資証券
クラスA豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券
クラスAユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券
クラスA香港ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券
クラスA毎四半期分配型投資証券
クラスA豪ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスAユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスA英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスA米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスA毎四半期分配英国報告型投資証券
クラスA無分配投資証券
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスA香港ドル・ヘッジなし無分配投資証券
クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA米ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA英国報告型投資証券
クラスA英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券
クラスA米ドル・ヘッジ英国報告型投資証券

クラスB

クラスB毎日分配型投資証券
クラスBユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券
クラスB毎四半期分配型投資証券
クラスBユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスB英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスB米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスB無分配投資証券
クラスBユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスB英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスBシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスB米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスC

クラスC毎日分配型投資証券
クラスCユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券
クラスC毎月分配型投資証券
クラスCユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券
クラスC毎四半期分配型投資証券
クラスCユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスC英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスCシンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスC米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスC無分配投資証券
クラスCユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスC英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスCシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスC米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスD

クラスD毎月分配型投資証券
クラスD無分配投資証券
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスD英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスD英国報告型投資証券
クラスD英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券

クラスE

クラスE毎四半期分配型投資証券
クラスEユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスE英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスE無分配投資証券
クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスE英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスEポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
クラスE米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスI

クラスI無分配投資証券*
クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券*

クラスJ

クラスJ毎月分配型投資証券*
クラスJ無分配投資証券*

クラスQ

クラスQ毎日分配型投資証券**
クラスQユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券**
クラスQ無分配投資証券**
クラスQユーロ・ヘッジ無分配投資証券**

クラスX

クラスX毎日分配型投資証券*
クラスX毎月分配型投資証券*
クラスX豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券*
クラスXユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券*
クラスX無分配投資証券*
クラスX豪ドル・ヘッジ無分配投資証券*
クラスXスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券*
クラスXユーロ・ヘッジ無分配投資証券*
クラスX英ポンド・ヘッジ無分配投資証券*
クラスX円ヘッジ無分配投資証券*
クラスX英国報告型投資証券*
クラスX英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券*

*　機関投資家が購入可能

**　ブラックロック・グループ内の企業がスポンサーであったその他のファンドにおいて過去に投資証券を保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当社では、現在は募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズ・インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティズ・ファンド（モーリシャス）リミテッド（以下「子会社」という。）のみを通じてその純資産のほぼすべてをインドの有価証券に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書および損益計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、当社の財務書類において開示されている。

当子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャス法に基づいて2004年９月１日に設立された。現在、当子会社は、インド／モーリシャスの二重課税条約から免除されている。この免除が将来変更されないという保証はない。

2011年７月27日付で当社の投資主に通達した通り、2011年８月31日および2011年９月１日はインドの祝日であったため、インドの証券取引所では売買取引が行われなかった。子会社の投資の大部分がインドの証券取引所で上場および取引されているため、取締役は、当社が祝日中の連続する数日間において取引を行わないことは投資主の最大の利益になると判断した。

その結果、子会社は2011年８月30日、2011年８月31日および2011年９月１日に取引を行わなかった。2011年８月30日はインドの祝日ではなかったが、2011年８月31日および2011年９月１日の証券取引所の営業休止の影響により、2011年８月30日に子会社の投資有価証券を効果的に評価および取引することは不可能であったと考えられる。

そのため、取締役は2011年８月30日を営業日として扱わないことを決定し、この日に子会社の評価または子会社の取引は行われなかった。

したがって、当会計年度末前に公表された子会社に関する最新の評価額は2011年８月29日現在のものである。しかし、財務書類上では、2011年８月29日現在と2011年８月30日現在の投資有価証券の評価額に重大な差異が識別されたことにより、当会計年度末現在で子会社が保有する投資有価証券は2011年８月30日現在の市場価格に基づいて公正価値評価された。

ファンドの設定

2010年11月12日、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（米ドル建）が設定された。

2010年12月３日、ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド（ユーロ建）が設定された。

2011年４月15日、ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド（米ドル建）が設定された。

2011年８月12日、エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド（米ドル建）が設定された。

2011年８月31日に終了した会計年度に生じた重要な事象

2011年１月１日、フランシーヌ・カイザー氏が取締役会の取締役として任命され、氏の起用は2011年２月21日に開催された年次投資主総会において承認された。

2011年２月４日、エミリオ・ノベッラ・ベルリン氏が取締役会を退任した。

2011年２月21日に開催された年次投資主総会で、マールテン・Ｆ・スレンドブローク氏が取締役会の取締役として任命された。

2011年５月27日に開催された臨時投資主総会での承認を受け、当社の定款は2011年５月27日に改定された。当該改定には、当社の登録事務所の住所の変更が含まれている。

2011年６月１日、ジェームス・チャーリントン氏は取締役会を退任した。

2011年６月９日、ダグラス・Ａ・ショー氏が取締役会の取締役として任命された。

投資証券クラスの設定

以下に開示されているのは設定日であるが、各クラスへのシードマネーの投入が設定日より後に行われている場合もある。

設定日	種類	ファンド
2010年９月10日	クラスＤ無分配投資証券	グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド
2010年９月15日	クラスＩ無分配投資証券	ヨーロピアン・フォーカス・ファンド
2010年９月15日	クラスＩ無分配投資証券	グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド
2010年９月24日	クラスＡ英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券	コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド
2010年10月１日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	アジアン・タイガー・ボンド・ファンド
2010年10月７日	クラスＡ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	ヨーロピアン・ファンド
2010年10月８日	クラスＸ円ヘッジ無分配投資証券	エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド
2010年10月14日	クラスＤ無分配投資証券	ＵＳドル・コア・ボンド・ファンド
2010年10月14日	クラスＡ毎年分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年11月８日	クラスＤ英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年11月10日	クラスＤ無分配投資証券	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2010年11月12日	クラスＸ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2010年11月12日	クラスＡ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2010年11月12日	クラスＡ毎四半期分配型投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2010年11月19日	クラスＡ毎四半期分配英国報告型投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2010年11月24日	クラスＤ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2010年11月25日	クラスＸ無分配投資証券	エマージング・マーケッツ・ファンド
2010年12月３日	クラスＡ毎四半期分配型投資証券	ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド
2010年12月３日	クラスＡ無分配投資証券	ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド
2010年12月８日	クラスＡハンガリー・フォリント・ヘッジなし無分配投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド
2010年12月14日	クラスＡ英ポンド・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年１月18日	クラスＤユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2011年１月21日	クラスＤ無分配投資証券	ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド
2011年１月21日	クラスＥ毎四半期分配型投資証券	ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド
2011年１月21日	クラスＥ毎四半期分配型投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2011年１月21日	クラスＸ無分配投資証券	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年１月28日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	エマージング・ヨーロッパ・ファンド
2011年１月28日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド
2011年２月１日	クラスＸ英国報告型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2011年３月４日	クラスＡ豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2011年３月４日	クラスＡ豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

設定日	種類	ファンド
2011年３月４日	クラスＡ豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年３月４日	クラスＸ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・ファンド
2011年３月９日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・ファンド
2011年３月９日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年３月９日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年３月11日	クラスＩ無分配投資証券	ヨーロピアン・フォーカス・ファンド
2011年３月16日	クラスＡスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ－マーケッツ・ファンド
2011年３月25日	クラスＡスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・エネルギー・ファンド
2011年４月15日	クラスＡ無分配投資証券	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド
2011年４月15日	クラスＡ毎四半期分配型投資証券	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド
2011年４月19日	クラスＣ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2011年４月19日	クラスＣ毎四半期分配型投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2011年４月19日	クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	ＵＳベーシック・バリュー・ファンド
2011年４月19日	クラスＤ毎月分配型投資証券	ＵＳドル・コア・ボンド・ファンド
2011年４月19日	クラスＤ毎月分配型投資証券	ＵＳガバメント・モーゲージ・ファンド
2011年４月19日	クラスＤ毎月分配型投資証券	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年４月19日	クラスＤ毎月分配型投資証券	ＵＳドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2011年４月20日	クラスＡポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2011年４月21日	クラスＡ毎年総収益分配型投資証券	ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月５日	クラスＤユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2011年５月17日	クラスＡスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2011年５月18日	クラスＡ毎年分配型投資証券	コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド
2011年５月20日	クラスＤ無分配投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥ無分配投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥ無分配投資証券	ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＤ無分配投資証券	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥ無分配投資証券	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド
2011年５月20日	クラスＥ無分配投資証券	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2011年５月24日	クラスＤ無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2011年５月27日	クラスＤ英国報告型投資証券	ワールド・エネルギー・ファンド
2011年６月９日	クラスＸ英国報告型投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2011年６月17日	クラスＡユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド

設定日	種類	ファンド
2011年６月17日	クラスＡユーロ・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド
2011年７月12日	クラスＡスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド
2011年８月２日	クラスＡ毎年総収益分配型投資証券	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド
2011年８月12日	クラスＡ無分配投資証券	エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド
2011年８月12日	クラスＡ毎四半期分配型投資証券	エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド
2011年８月22日	クラスＡポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド

２．重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

(a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

・ 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日現在の最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、取締役はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか１つを選択することができる。

上場されてない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または当ファンドの取締役会が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、当ファンドの取締役会が、実現可能な販売価格に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。

・ 投資ポートフォリオにおいて、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の繰上償還可能日を表している（償還日ではない）。

投資ポートフォリオの銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。

・ 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。

・ 流動性のある資産および短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額か、償却原価に基づいて評価される。

・ 現金、短期金融預金、要求払手形およびその他の債務は、額面金額で評価される。

・ 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金、販売投資証券未収金およびリストラクチャリング費用を含む資産は、額面金額で評価される。

・ 特に未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、額面金額で評価される。

・ 事後通告証券（To Be Announced Securities）（以下「ＴＢＡ」という。）は、政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンをプールし、組成されたプールの持分を販売する。ＴＢＡは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。ＴＢＡは、投資ポートフォリオに個別に開示されている。

ファンドは通常、有価証券取得の目的でＴＢＡ購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。ＴＢＡの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。ＴＢＡ売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる（売却契約日以前に交付可能な）ＴＢＡ購入契約を保有する。

ＴＢＡ売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2011年８月31日現在、ファンドは未決済のＴＢＡを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

(b) 投資有価証券からの収益

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- 預金利息および短期金融預金利息は、発生主義で認識されている。
- 受取配当金は、配当落ち日に発生する。
- 有価証券貸付による収益は月次で発生する。

(c) 金融商品

当期において、当社は複数の先渡為替・先物予約を締結している。未決済の先渡為替・先物予約は、期末に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額および不足額は未実現損益に計上され、純資産計算書の資産または負債に（適宜）含められる。

当社はカバード・コール・オプションおよびプット・オプションの売却、コール・オプションおよびプット・オプションの購入を実施できる。当社はまたスプレッド・オプションにも投資することができる。これは、２つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。当社がオプションを売却および／または購入する時点で、当社による受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。実現可能性の高い見積価格を最もよく反映する方法として、取締役会は最終取引価格ではなく仲値に基づいて、オプションを評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取（支払）プレミアムが売却有価証券から控除（に加算）される。オプションが失効する場合（または当社が決済取引を行った場合）、当社はオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ（もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ）実現する。

当社は１つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い（当該契約にあらかじめ定義されている）の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価損益として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

有価証券買戻し（または売戻し）取引は、有価証券によって保証された貸付（または借入れ）取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者（譲受人）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2011年８月31日現在、未決済の買戻し（または売戻し）条件付有価証券はなかった。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2011年８月31日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 合計結合数値

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2011年８月31日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.6924	0.6128	76.6800	0.8058

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.7209	0.6237	81.6669	0.9140

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

（f）為替レート

下記の為替レートは、2011年８月31日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン
ＵＡＥディルハム	0.1668	0.2723	0.1885	20.8766	0.2194
アルゼンチン・ペソ	0.1459	0.2382	0.1649	18.2614	0.1919
豪ドル	0.6560	1.0704	0.7412	82.0745	0.8625
ブラジル・レアル	0.3860	0.6298	0.4361	48.2912	0.5075
カナダ・ドル	0.6297	1.0276	0.7115	78.7951	0.8280
スイス・フラン	0.7605	1.2410	0.8593	95.1575	1.0000
チリ・ペソ	0.0013	0.0022	0.0015	0.1654	0.0017
中国人民元	0.0961	0.1568	0.1086	12.0222	0.1263
コロンビア・ペソ	0.0003	0.0006	0.0004	0.0429	0.0005
チェコ・コルナ	0.0367	0.0599	0.0415	4.5913	0.0482
デンマーク・クローネ	0.1188	0.1938	0.1342	14.8630	0.1562
エジプト・ポンド	0.1029	0.1680	0.1163	12.8803	0.1354
ユーロ	0.8850	1.4442	1.0000	110.7378	1.1637
英ポンド	1.0000	1.6318	1.1299	125.1226	1.3149
香港ドル	0.0786	0.1283	0.0889	9.8391	0.1034
ハンガリー・フォリント	0.0033	0.0053	0.0037	0.4071	0.0043
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0090	0.0001
イスラエル・シェケル	0.1722	0.2811	0.1946	21.5515	0.2265
インド・ルピー	0.0133	0.0217	0.0150	1.6651	0.0175
アイスランド・クローナ	0.0054	0.0088	0.0061	0.6771	0.0071
日本円	0.0080	0.0130	0.0090	1.0000	0.0105
韓国ウォン	0.0006	0.0009	0.0006	0.0719	0.0008

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン
クウェート・ディナール	2.2507	3.6726	2.5431	281.6174	2.9595
モロッコ・ディルハム	0.0781	0.1274	0.0882	9.7688	0.1027
メキシコ・ペソ	0.0495	0.0807	0.0559	6.1919	0.0651
マレーシア・リンギット	0.2054	0.3352	0.2321	25.7057	0.2701
ノルウェー・クローネ	0.1145	0.1868	0.1293	14.3228	0.1505
ニュージーランド・ドル	0.5240	0.8551	0.5921	65.5693	0.6891
ペルー・新ソル	0.2247	0.3666	0.2539	28.1136	0.2954
フィリピン・ペソ	0.0145	0.0236	0.0164	1.8133	0.0191
パキスタン・ルピー	0.0070	0.0115	0.0079	0.8789	0.0092
ポーランド・ズロチ	0.2134	0.3483	0.2411	26.7042	0.2806
カタール・リアル	0.1683	0.2746	0.1902	21.0580	0.2213
ロシア・ルーブル	0.0212	0.0347	0.0240	2.6576	0.0279
サウジ・リアル	0.1634	0.2666	0.1846	20.4460	0.2149
スウェーデン・クローネ	0.0967	0.1579	0.1093	12.1048	0.1272
シンガポール・ドル	0.5096	0.8315	0.5758	63.7616	0.6701
スロバキア・コルナ	0.0294	0.0479	0.0332	3.6758	0.0386
タイ・バーツ	0.0204	0.0334	0.0231	2.5586	0.0269
新トルコ・リラ	0.3567	0.5820	0.4030	44.6293	0.4690
台湾ドル	0.0211	0.0345	0.0239	2.6433	0.0278
米ドル	0.6128	1.0000	0.6924	76.6800	0.8058
南アフリカ・ランド	0.0873	0.1425	0.0987	10.9289	0.1149

(g) 価格調整

いずれかの取引日において、あるファンドの全投資証券クラスの総取引によって取締役が設定した基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、そのファンドの純資産価額は、ファンドで生じる見積取引費用およびファンドが投資する資産のビッド／オファーの見積スプレッドを反映した額で調整される。英文目論見書のアペンディクスB第17(c)項に従い、かかる価格調整は、2011年８月31日現在ではエマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドに、2010年８月31日現在ではアジアン・タイガー・ボンド・ファンドおよびグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに適用されていた。

投資証券１口当たりの公表／取引純資産価額は、３会計年度末における純資産価額の概要に開示されており、価格調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

３．運用会社

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社は、2010年12月17日法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、2009年８月１日付で運用会社との間で運用会社契約を更新した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務およびファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

運用会社の取締役は、グラハム・バンピング（Graham Bamping）、フランク・Ｐ・ル・ファーブル（Frank P. Le Feuvre）およびジョフリー・Ｄ・ラドクリフ（Geoffrey D. Radcliffe）である。ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「ＣＳＳＦ」という。）により規制されている。

４．投資運用報酬および販売報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスＥに記載されているとおり、当社は投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて0.25%から1.75%の間であり、一部のクラスD、クラスＩおよびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。投資運用報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。運用会社は、投資顧問会社への報酬を含む、特定の費用および報酬を投資運用報酬より支払う。クラスＪおよびクラスＸ投資証券について請求される投資運用報酬はない。

当期において、当社は主要販売会社であるブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッドに販売報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスＥに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.50%から1.25%の間である。クラスA、D、Ｉ、ＪおよびＸ投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびＵＳドル・リザーブ・ファンドのクラスA、B、C、D，Ｉ，ＪおよびＸ投資証券では、販売報酬を支払わない。これらの料率は、2011年５月31日付で更新された英文目論見書により変更された。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額（該当する場合、アペンディクスＢ第17(c)項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への価格調整を反映している）に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

主要販売会社は、当期の英文目論見書のアペンディクスＣ第22項に記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を割り戻す場合がある。割り戻しがある場合、注記５に記載されているとおり、管理事務代行報酬の減額に含まれる。

2011年８月31日現在、未払いである投資運用報酬および販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

当期において、以下の運用中のファンドは投資運用報酬が減額されている。

ユーロ・リザーブ・ファンド

ＵＳドル・リザーブ・ファンド

５．管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドとクラス投資証券のそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当するクラス投資証券の純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	株式ファンド	債券ファンド	混合ファンド	短期金融商品ファンド
A、B、C、D、E、Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%*
Ｉ、J、X	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%

クラスＩ、ＪおよびＸ投資証券への投資は、2010年12月17日法第129条の意義の範囲内において、機関投資家向けに限定されている。

* クラスQ（0.10%）およびローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、クラスA、B、C、D、E、Q投資証券（0.15%）およびクラスＩ、J、X投資証券（0.03%）を除く。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの総費用比率が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

管理事務代行報酬は、保管報酬、販売報酬および有価証券貸付費用とその税金ならびに投資レベルまたは当社レベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む）、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬（ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する報酬）、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および株主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウエアのサポートおよび維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用）が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの総費用比率の競争優位性を維持するリスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度毎に遂行した業務の報酬として税引後で30,000ユーロを受け取る。

保管報酬はファンドに直接請求される。特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される（注記７参照）。

当期において、以下の運用中のファンドは管理事務代行報酬が減額されている。

ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ＵＳドル・コア・ボンド・ファンド
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	ＵＳドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	ＵＳガバメント・モーゲージ・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド

管理事務代行報酬の減額は、損益および純資産変動計算書において個別に開示されている。

2011年８月31日現在、未払いである管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

６．保管および預託報酬

当期における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドである。保管銀行は、取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。年間保管報酬は、年率0.24bpから65bpであり、取引手数料は、１取引につき5.50米ドルから245米ドルである。両カテゴリーの報酬および手数料の年率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

2011年８月31日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

７．税金

ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産価額の年率0.05%（ユーロ・リザーブ・ファンド、ＵＳドル・リザーブ・ファンドおよびすべてのクラスＩ、ＪおよびＸ投資証券の場合には0.01%）で計算された年次税を支払うことが要求されている。2011年８月31日に終了した会計年度において、ルクセンブルグの税金に関連する48,480,217米ドルが費用計上された。

ベルギー

当社は金融取引および金融市場に関する2004年７月20日法第130条に基づき、ベルギー銀行金融委員会に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.08%の税金が課される。2011年８月31日に終了した会計年度において、ベルギーの税金に関連する1,293,504米ドルが費用計上された。

ブラジル

ブラジル政府は、ブラジルの金融および資本市場への外国投資に関連する金融取引（Imposto sobre Operaｃoes Financeiras、以下「IOF」という。）の外貨資金流入に係る課税率を、2009年10月20日より０%から２%に引き上げた。IOF税は、ブラジルの証券取引所（主にサンパウロ証券・商品・先物取引所（Bolsa de Valores,Mercadorias & Futuros de Sao Paulo（BM&F-BOVESPA））または店頭市場における、外国人投資家による新株または債券投資に関するブラジル・レアルへの為替取引にのみ課される。この費用は、保管および預託報酬に含まれている。2011年８月31日に終了した会計年度において、ブラジルの税金に関連する9,424,364米ドルが費用計上された。

英国

報告型ファンド（Reporting Funds）

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。取締役は、過年度には英国分配型ファンドであったファンドおよび新たに設定された特定のファンドについて、英国報告型ファンドの申請を行った。取締役は、過年度には英国分配型ファンドではなかったファンドについても、英国報告型ファンドの申請を選択する可能性がある。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、www.blackrock.co.uk/reportingfundstatusより入手可能である。

８．投資顧問

運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、管理および投資顧問の一部を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドおよびブラックロック（シンガポール）リミテッド。

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド	ＵＳドル・リザーブ・ファンド
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	ＵＳドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ＵＳガバメント・モーゲージ・ファンド
ＵＳドル・コア・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは、以下のファンドについて、投資顧問業務を提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	ＵＳベーシック・バリュー・ファンド
グローバル・アロケーション・ファンド	ＵＳフレキシブル・エクイティ・ファンド
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	ＵＳグロース・ファンド
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	ＵＳスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
グローバル・スモールキャップ・ファンド	ワールド・フィナンシャルズ・ファンド
ラテン・アメリカン・ファンド	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託している。

ジャパン・ファンド	ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドは、ブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託しており、同社は、ブラックロック（ホンコン）リミテッドに業務の一部を再委託している。

ジャパン・バリュー・ファンド	パシフィック・エクイティ・ファンド

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに業務の一部を再委託している。

フィックスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・ボンド・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	

ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック（ホンコン）リミテッドに業務の一部を再委託している。

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	チャイナ・ファンド
アジアン・ドラゴン・ファンド	インディア・ファンド

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドが投資顧問会社である。

運用会社は、当社が負担する投資運用報酬から投資顧問会社に報酬を支払う。

９．関連会社との取引

運用会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。ＰＮＣバンク・エヌ・エーがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、ＰＮＣグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。ＰＮＣグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。

当期中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引はなかった。

当期中、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

10. コミッションの使用

１社または複数の投資顧問会社は、現地の法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの認識において、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションの一部を使用するか、または投資顧問会社による売買の執行または投資顧問会社に対するリサーチの提供をサポートする第三者サービスに対して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・アドバイザーズ（ユーケー）リミテッドを有価証券貸付の代理人として任命しており、ブラックロック・アドバイザーズ（ユーケー）リミテッドは、有価証券貸付の代理人業務をブラックロック・グループ内の別の企業に再委託することができる。2011年３月31日より、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは有価証券貸付の代理人ではなくなり、ブラックロック・アドバイザーズ（ユーケー）リミテッドが代理人業務を開始した。

ブラックロック・アドバイザーズ（ユーケー）リミテッドは、高格付の専門的金融機関（以下「取引相手方」という。）と有価証券貸付の契約を締結する裁量を有している。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ（ユーケー）リミテッドの関連会社が含まれる場合がある。当該貸付は、ＣＳＳＦ通達08／356の要件を反映した英文目論見書の規定を遵守している場合にのみ可能である。

有価証券貸付プログラムからの投資収益の詳細は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2011年８月31日現在、貸付有価証券の評価額合計は1,351,823,169米ドルであり、株式担保の時価は1,544,009,765米ドルである。これらは、前日の終値に基づいて価格設定されている。

当該担保は、規制市場で上場が認められているまたは取引されている株式で構成される。この担保は保管銀行およびJ.P.モルガン・ユーケーが保有しているため、財務書類には反映されていない。

2011年８月31日現在、関連するファンドの投資有価証券ポートフォリオにおいて「＊」で記されている貸付有価証券のファンドレベルでの評価額および保有担保の評価額は以下の表のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の評価額	担保の時価
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	850,501米ドル	947,205米ドル
アジアン・ドラゴン・ファンド	26,178,708米ドル	29,639,747米ドル
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	23,684,950米ドル	27,839,724米ドル
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	58,495,619米ドル	66,568,150米ドル
エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド	8,448,631米ドル	9,025,660米ドル
エマージング・マーケッツ・ファンド	17,439,022米ドル	19,568,135米ドル
ユーロ・ボンド・ファンド	5,849,280米ドル	6,170,900米ドル
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	1,605,237米ドル	1,686,460米ドル
ユーロ・マーケッツ・ファンド	59,251,867米ドル	67,809,852米ドル
ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	158,316米ドル	176,106米ドル
ヨーロピアン・ファンド	44,031,986米ドル	49,048,680米ドル
ヨーロピアン・グロース・ファンド	2,949,566米ドル	3,264,799米ドル
ヨーロピアン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	9,860,704米ドル	11,741,382米ドル
ヨーロピアン・バリュー・ファンド	103,075米ドル	113,211米ドル
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	1,645,372米ドル	1,713,237米ドル
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	3,507,234米ドル	3,880,638米ドル
グローバル・アロケーション・ファンド	229,815,239米ドル	261,334,414米ドル
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	2,227,083米ドル	2,284,212米ドル
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	9,357,504米ドル	10,558,838米ドル
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	6,100,253米ドル	7,030,561米ドル
グローバル・エクイティ・ファンド	3,912,889米ドル	4,346,200米ドル
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	12,289,592米ドル	12,882,715米ドル
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	1,661,775米ドル	1,874,774米ドル

ファンド	貸付有価証券の評価額	担保の時価
グローバル・スモールキャップ・ファンド	5,149,379米ドル	5,996,464米ドル
ジャパン・ファンド	3,622,240米ドル	4,058,355米ドル
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	15,121,426米ドル	16,914,257米ドル
ジャパン・バリュー・ファンド	19,385,169米ドル	21,687,510米ドル
ラテン・アメリカン・ファンド	28,875,559米ドル	34,013,982米ドル
ニュー・エネルギー・ファンド	204,817,206米ドル	236,810,381米ドル
パシフィック・エクイティ・ファンド	8,498,593米ドル	9,504,032米ドル
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	9,197,308米ドル	10,365,124米ドル
ユナイテッド・キングダム・ファンド	520,765米ドル	633,709米ドル
ＵＳドル・コア・ボンド・ファンド	1,209,940米ドル	1,293,092米ドル
ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	26,160,033米ドル	27,576,271米ドル
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	3,140,063米ドル	3,641,094米ドル
ワールド・エネルギー・ファンド	232,040,285米ドル	260,850,133米ドル
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	11,617,516米ドル	13,005,186米ドル
ワールド・ゴールド・ファンド	75,457,010米ドル	88,295,184米ドル
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	845,879米ドル	964,865米ドル
ワールド・マイニング・ファンド	175,816,906米ドル	207,857,772米ドル
ワールド・テクノロジー・ファンド	923,489米ドル	1,036,754米ドル

12. 保証として差入または供された有価証券

差入れられた売建コール・オプションの対象有価証券は、ファンドの投資有価証券明細表において「†」で記されている。2011年８月31日現在、当該有価証券の評価額は305,762,772米ドルである。

ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドおよびグローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドのポートフォリオにおいて「^」で記されており、2011年８月31日現在、その評価額は32,975,868米ドルである。

先物取引の保証として供された有価証券は、ファンドの投資有価証券明細表において「‡」で記されている。2011年８月31日現在、これらの有価証券の評価額は78,377,258米ドルである。

保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2011年８月31日現在、これらの有価証券の評価額は2,508,934米ドルである。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額
ユーロ・ボンド・ファンド	1,148,000	Bundesrepublik Deutschland 2.5% 27/2/2015	1,762,562米ドル
	98,000	Bundesrepublik Deutschland 4.25% 4/1/2014	157,015米ドル
ワールド・ボンド・ファンド	95,000	United Kingdom Gilt Inflation Linked 2.5% 26/7/2016	527,105米ドル
ワールド・インカム・ファンド	62,000	US Treasury Note 0.875% 29/2/2012	62,252米ドル

13. 現金担保

2011年８月31日現在の保有スワップ契約に関連するブローカーからの／（に対する）現金担保残高は、以下の表のとおりである。

ファンド	通貨	ブローカーからの／（に対する）現金担保残高
アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	米ドル	(990,000)
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	ユーロ	533,900
エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド	米ドル	1,200,000
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	(2,680,875)
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ユーロ	(7,339,802)
ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	ユーロ	665,000
フィックスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	(480,000)
グローバル・アロケーション・ファンド	米ドル	30,990,000
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	米ドル	5,150,000
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	米ドル	(685,973)
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	10,000
ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	米ドル	11,753,498
ＵＳドル・コア・ボンド・ファンド	米ドル	300,000
ＵＳドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	(630,000)
ＵＳガバメント・モーゲージ・ファンド	米ドル	610,000
ワールド・インカム・ファンド	米ドル	(600,000)

14. 配当金

取締役の現行の方針は、分配ファンドによる収益および英国報告型ファンドであるクラス投資証券による収益を除く、すべての純投資利益を留保し再投資することである（詳細は注記１を参照）。分配型クラス投資証券および英国報告型ファンドであるクラス投資証券については、当期の費用控除後のほぼすべての投資収益（総収益分配型投資証券については、総収益）を分配するという方針が採用されている。取締役会は、実現および未実現キャピタル・ゲインの両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、収益分配型のファンドの場合は当初の資本からの費用総額を含めて配当を行うか否かと、配当額を決定することもできる。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定され、通常、配当金は以下の通りに支払われる。

- 債券分配型ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、月次
- アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、ヨーロピアン・ファンド、エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド、ユーロ・ボンド・ファンド、ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド、ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド、フィックスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンドおよびワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド（および、取締役会が随時決定するその他のファンド）については、配当原資となる収益がある場合、四半期毎
- 株式分配型ファンドについては、取締役会の裁量により、年次。英国報告型の株式ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、年次で支払われる。

毎月配当金を支払う分配型ファンドは、更に以下のとおりに分類される。

- 配当金が日次で算定される毎日分配型投資証券
- 配当金が月次で算定される毎月分配型投資証券

2011年３月31日より、投資家は、毎月分配型投資証券または毎日分配型投資証券のどちらを保有するか選択できる。

毎四半期分配型投資証券については、四半期毎に配当金が支払われる。

毎年分配型投資証券については、年次で配当金が支払われる。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

15. 後発事象

2011年11月11日、中国人民元ボンド・ファンド（人民元建）が設定された。

2011年10月20日、取締役は2011年12月15日より有効となる訂正後の英文目論見書を承認した。

前へ　次へ

純資産計算書 2011年７月31日現在（未監査）

	注記	グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ 米ドル
資産		
投資－評価額	2 (a)	111,697,062
現金		282,584
外貨建現金		56,429
未収金：		
配当金		440,552
その他の未収金		558
資産合計		112,477,185
負債		
繰延費用およびその他の負債		77,622
負債合計		77,622
純資産合計		112,399,563

財務書類に対する注記を参照のこと。

損益計算書および純資産変動計算書 2011年７月31日に終了した期間（未監査）

	グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ
	米ドル
投資収益	
受取利息ならびにプレミアムおよびディスカウントの償却	1,762
受取配当金（外国源泉税控除後）	2,723,658
収益合計	2,725,420
費用	
会計サービス報酬	22,941
専門家報酬	8,088
印刷および受益者報告費用	502
税金費用	28,283
保管報酬	19,761
名義書換事務代行報酬	3,679
その他の報酬	32,191
費用払戻前費用合計	115,445
費用払戻後費用合計	115,445
投資純利益	2,609,975
投資、先物契約、スワップおよび外国通貨取引に係る実現および未実現利益（損失）－純額	
以下に係る実現純利益：	
投資	2,151,609
外国通貨取引	701,907
以下に係る未実現純評価益（損）の変動：	
投資	5,719,765
外国通貨取引	(424)
運用による純資産の純増加	11,182,832
受益者への分配	
分配金支払額	(2,525,858)
受益者への分配による純資産の純減少	(2,525,858)
資本受益証券取引	
受益証券発行収入	14,428,772
受益証券買戻額	(16,779,838)
受益証券取引より生じた純資産の純減少	(2,351,066)
純資産	
純資産の増加合計	6,305,908
期首純資産	106,093,655
期末純資産	112,399,563

財務書類に対する注記を参照のこと。

２会計年度末および当中間会計期間末における純資産価額の概要 2011年７月31日現在（未監査）

	グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ			
	通貨	2011年 ７月31日現在	2011年 １月31日現在	2010年 １月31日現在
純資産合計		112,399,563	106,093,655	80,711,021
以下の１口当たり純資産価額：				
インスティテューショナル Ｆ受益証券	米ドル	11.12	10.30	9.46

ファンド受益証券取引（未監査）

グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ

	インスティテューショナル Ｆ受益証券
期首発行済受益証券口数	10,299,121
発行受益証券口数	1,327,500
分配金の再投資による発行受益証券口数	-
買戻受益証券口数	(1,520,900)
期末発行済受益証券口数	10,105,721

財務書類に対する注記を参照のこと。

グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ

投資有価証券明細表 2011年７月31日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額（米ドル）	(%)
ファンド			
アイルランド			
3,819,651	Institutional US Dollar Liquidity Fund	3,819,651	3.40
	ファンド合計	3,819,651	3.40
普通株式			
	オーストラリア		
34,784	Westpac Banking Corp	778,477	0.69
	ブラジル		
99,400	Souza Cruz SA	1,190,694	1.06
	カナダ		
23,253	National bank of Canada	1,814,483	1.61
51,496	Rogers Communications Inc	1,977,675	1.76
		3,792,158	3.37
	フランス		
38,411	Eutelsat Communications	1,638,792	1.46
51,665	Sanofi Aventis	4,014,587	3.57
43,512	Total SA	2,354,413	2.09
		8,007,792	7.12
	香港		
308,500	Power Assets Holding Ltd	2,565,505	2.28
	アイルランド		
120,703	United Business Media Ltd	1,059,123	0.94
	イスラエル		
870,869	Bezeq The Israeli Telecommunication Corp Ltd	2,125,617	1.89
	イタリア		
181,484	Enel SpA	1,036,049	0.92
50,723	ENI SpA	1,101,195	0.98
		2,137,244	1.90
	オランダ		
70,158	Koninklijke KPN NV	996,948	0.89
	ノルウェー		
115,339	DnB NOR ASA	1,672,632	1.49

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券（続き）

保有高	銘柄	評価額（米ドル）	(%)
	シンガポール		
131,000	DBS Group Holdings Ltd	1,690,147	1.50
401,900	M1 Ltd	871,446	0.78
1,877,000	Singapore Post Ltd	1,707,498	1.52
218,000	Singapore Telecommunications Ltd	608,524	0.54
		4,877,615	4.34
	南アフリカ		
77,314	MTN Group Ltd	1,649,123	1.47
	スペイン		
129,636	Telefonica SA	2,895,526	2.58
	スウェーデン		
41,718	Hennes & Mauritz AB	1,414,393	1.26
33,004	Svenska Handelsbanken AB	1,030,192	0.92
		2,444,585	2.18
	スイス		
41,714	Nestle SA	2,654,696	2.36
51,498	Novartis AG	3,156,213	2.81
		5,810,909	5.17
	台湾		
54,383	Chunghwa Telecom Ltd ADR	1,878,933	1.67
931,375	Far Eastone Telecommunications Co Ltd	1,539,076	1.37
479,000	Taiwan Mobile Co Ltd	1,317,289	1.17
236,205	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd ADR	2,905,322	2.58
		7,640,620	6.79
	英国		
44,043	BHP Billiton Plc	1,636,583	1.46
55,380	British American Tobacco Plc	2,556,973	2.27
105,213	Diageo Plc	2,148,674	1.91
181,760	GlaxoSmithKline Plc	4,086,402	3.64
90,000	HSBC Holdings Plc	884,159	0.79
45,044	Imperial Tobacco Group Plc	1,559,532	1.39
24,949	Reckitt Benckiser Group Plc	1,423,684	1.27
86,889	Royal Dutch Shell Plc	3,193,027	2.84
141,469	Tesco Plc	888,444	0.79
85,990	Unilever Plc	2,748,493	2.45
999,805	Vodafone Group Plc	2,792,724	2.48
		23,918,695	21.29
	米国		
94,056	Altria Group Inc	2,471,792	2.20
70,969	AT & T Inc	2,056,682	1.83
22,856	Chevron Corp	2,387,995	2.12

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券（続き）

保有高	銘柄	評価額（米ドル）	(%)
	米国（続き）		
25,477	Coca Cola Co	1,738,550	1.55
36,378	Dominion Resources Inc	1,758,149	1.56
20,119	Emerson Electric Co	992,269	0.88
43,277	Johnson & Johnson	2,778,383	2.47
57,222	Kraft Foods Inc	1,961,570	1.75
22,314	Lorillard Inc	2,367,292	2.11
31,763	McDonald's Corp	2,737,653	2.44
39,716	Merck & Co Inc	1,356,301	1.21
26,904	PepsiCo Inc	1,710,018	1.52
158,378	Pfizer Inc	3,028,187	2.68
33,165	Philip Morris International Inc	2,363,006	2.10
60,258	Reynolds American Inc	2,110,235	1.88
71,113	Verizon Communications Inc	2,496,066	2.22
		34,314,148	30.52
	普通株式合計	107,877,411	95.97
	投資有価証券合計	111,697,062	99.37
	その他の純資産	702,501	0.63
	純資産合計（米ドル）	112,399,563	100.00

業種別内訳 2011年７月31日現在

	純資産比率（%）
消費財、非循環型	42.99
通信	23.05
エネルギー	8.03
金融	7.00
電気・ガス・水道	4.76
消費財、循環型	3.70
投資ファンド	3.40
技術	2.58
工業	2.40
基本材料	1.46
その他の純資産	0.63
	100.00

財務書類に対する注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

１．組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、オープンエンド型の契約型投資信託（Fonds Commun de Placement）としてルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された、当ファンドの有価証券およびその他の資産の共有持分型投資信託であり、2010年法（以下「2010年法」という。）のパートⅡに準拠している。

2011年７月31日現在、当ファンドは、グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびグローバル・アロケーション・ポートフォリオ（以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）という６つの登録ポートフォリオを有していた。各ポートフォリオは、それぞれ投資目的が異なり、異なるタイプの譲渡可能有価証券または市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、以下の受益証券で表象される資産のそれぞれのプールである。

クラスＡ
クラスＡ分配型受益証券（米ドル建）
クラスＡ（豪ドル）分配型受益証券（豪ドル建）
クラスＡ（ユーロ）分配型受益証券（ユーロ建）
クラスＡ（米ドル）分配型受益証券（米ドル建）

クラスＢ
クラスＢ分配型受益証券（米ドル建）

クラスＦ
クラスＦ無分配型受益証券（米ドル建）

クラスＩ
インスティテューショナル・クラスＩ無分配型受益証券（ユーロ建）

クラスＪ
クラスＪ無分配型受益証券（米ドル建）

受益証券の各クラスは、当ファンドにおいて等しい権利を有するものの、特徴および費用構造はそれぞれ異なる。これらの詳細は、当ファンドの英文目論見書に記載されている。

当ファンドは、2010年法のパートⅡに準拠する投資信託として設立され、UCITSⅢ法を利用する権利がないため、欧州連合内で当ファンドを一般市場から入手することはできない。

２．重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

以下は、当ファンドが採用している重要な会計方針の要約である。

(a) 投資の評価

・マネー・マーケット以外のポートフォリオ－ファンドが投資しているコーポレート・ローンは、いずれの証券取引所にも上場されていない。ただし、コーポレート・ローンは長年にわたって成長し続けているコーポレート・ローン債務証券の流通市場で機関トレーダーにより取引されている。純資産価額（「NAV」）の決定において、当ファンドは管理会社の取締役会が承認した価格提供機関より提供されるコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格提供機関は、相場が容易に入手できる場合には、通常、買い呼び値の仲値でコーポレート・ローンを評価する。相場が容易に入手できないコーポレート・ローンの場合は、価格提供機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを利用して決定した、一貫性のある公正市場価値で評価する。価格提供機関の手続およびその評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもと、各ポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）により検討される。管理会社の取締役会は、価格提供機関の利用はコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法であると、誠実に判断している。

・持分証券、債券およびその他の債務証券（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成されるポートフォリオ組入証券は、それらの有価証券の通常の機関投資家規模の取引単位について市場情報や類似証券の取引および機関トレーダーの間で一般に認識されている証券間の様々な関係を用いて価格を決定する１つまたは複数の価格提供機関により提供される価格に基づいて評価される。

・証券取引所に上場されている、またはその他の規制市場で取引されているポートフォリオ組入証券は、それらの有価証券が取引されている主たる市場における、当該ポートフォリオの純資産価額決定直前のかかる市場の営業終了時点における入手可能な終値で評価する。特定の有価証券の取引がなかった場合、その有価証券の価額は入手可能な直近の買い呼び値とする。一定の状況において、当該日に取引のなかったポートフォリオ組入証券は、その有価証券の主たる市場である取引所の直近の取引価格で、またはNASDAQ等の店頭市場が主たる市場である上場有価証券については直近の買い呼び値で評価される。

・オープンエンド型投資信託に対する投資は直近の入手可能な純資産価額で評価される。

・証券取引所に上場されていない、またはその他の規制市場で取引されていない固定利付有価証券は、１社または複数のディーラーまたは価格提供機関から入手した、利用可能な直近の買い呼び値または利回り相当額で評価される。店頭市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買い呼び値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会によりまたはその指示により主たる市場として指定された取引所を基準として評価される。店頭市場および証券取引所の両方で取引されているポートフォリオ組入証券は、最も一般的かつ最も代表的な市場を基準として評価される。売りオプションは、証券所で取引されるオプションの場合は直近の取引価格で、店頭市場で取引されるオプションの場合は直近の売り呼び値で評価される。買いオプションは、取引所で取引されるオプションの場合は直近の取引価格で、店頭市場で取引されるオプションの場合は直近の買い呼び値で評価される。

・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ、キャップおよびフロアの価額は、独立の業者の価格決定モデルに従って決定される。かかる評価は、別の独立の業者の価格決定モデルを用いて日々照合される。先物契約および関連するオプションを含むその他の投資は、市場価額で表示される。満期までの残存期間が60日以下の債務証券は、償却原価で評価されるが、この方法では公正な評価が得られなくなった場合は除く。市場の相場が容易に入手できない有価証券および資産は、管理会社の取締役会によりまたはその指示により誠実に決定される公正価値で評価される。

・スーパー・マネー・マーケット・ファンド－このポートフォリオに組み入れられた有価証券および短期金融商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法には、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該証券の市場価額に与える影響を考慮せずに、ディスカウントまたはプレミアムを満期まで均等償却することが含まれる。この方法は、評価に確実性を与える一方、償却原価によって決定された価格がその商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格より高くなったり低くなったりする期間が生じることがある。

管理会社は、販売および買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券１口当たりの価格を合理的に可能な範囲で１米ドルに安定させるための手続を確立している。保有有価証券は、市場相場を使用して計算した純資産価額と償却原価に基づいて計算した純資産価額との間に差異が存在するかどうかを判定するために、管理会社の取締役会によりまたはその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいは投資家または現在の受益者にとって公正でない結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会によりまたはその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。この措置には、ポートフォリオ組入証券を満期日前に売却してキャピタル・ゲインもしくはロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮したりする、分配金を保留する、もしくは入手可能な市場価額を使用して受益証券１口当たり純資産価額を設定することが含まれる。

(b) 外国通貨取引

外貨建取引は、認識時の実勢為替レートにより計上される。外貨建資産および負債は、期末時点の為替レートにより評価される。

外国通貨取引は、外国通貨で表示された資産または負債を米ドルで決済（実現）または評価（未実現）した結果である。実現および未実現投資損益には、外国為替レートが投資に与えた影響が含まれている。

(c) デリバティブ金融商品

各ポートフォリオは、さまざまなポートフォリオ戦略の下で、持分証券、債務証券および通貨市場の不利な変動に対してポートフォリオをヘッジすることにより、収益の増加を追求している。契約の価値の変動によって、あるいは相手方の契約不履行があった場合、損失が生じる可能性がある。

・先渡為替予約－各ポートフォリオは、特定の取引またはポートフォリオのポジションのいずれかに対するヘッジとして先渡為替予約を締結することができる。損益計算書に与える影響額は、ポートフォリオがかかる契約を締結した日より計上される。

・外国通貨オプションおよび先物－各ポートフォリオは、上場または店頭取引外国通貨オプション、外国通貨先物および外国通貨先物に関連するオプションを、潜在的な外国為替レートの変動に対する売りヘッジまたは買いヘッジとして、購入または売却することもできる。これらの取引は、各ポートフォリオが所有している、または各ポートフォリオが売却したがまだ決済されていない、あるいは各ポートフォリオによる購入が約定もしくは予定されている、米ドル以外の通貨建ての有価証券のヘッジに関して実行されうる。

・オプション－各ポートフォリオは、カバード・コール・オプションの売りおよびプット・オプションの買いを行うことができる。ポートフォリオがオプションを売った場合、ポートフォリオの受領したプレミアムに相当する金額が資産に計上され、これと同額が負債に計上される。負債の金額は、売りオプションの現在の価格を反映するために、その後は時価評価される。

オプションの行使により有価証券が購入または売却された場合、関連する支払（または受取）プレミアムが取得有価証券の原価に加算（または減算）されるか売却有価証券収入から減算（または加算）される。オプションが満期を迎えた（またはポートフォリオがクロージング取引を行った）場合、当該ポートフォリオは、受取または支払プレミアムの範囲内のオプション損益（あるいは支払または受取プレミアムを超えるクロージング取引のコストの範囲内の損益）を実現する。

売りオプションおよび買いオプションは収益を生む投資ではない。

・金融先物契約－各ポートフォリオは、既存の有価証券または購入予定の有価証券に関する市場リスクをヘッジする目的で金融先物契約および金融先物契約に関連するオプションを購入または売却することがある。先物契約は、将来の特定の日における特定の価格または利回りによる、有価証券の繰延受渡しに関する契約である。契約の締結にあたり、ポートフォリオは、当該取引が実行される取引所によって要請される基本証拠金を担保として預託し、維持する。当該契約に従って、ポートフォリオは、当該契約の価値の日々の変動に等しい額の現金をブローカーより受け取るまたはブローカーに支払うことに同意する。この受取額または支払額は、変動証拠金として知られるものであり、ポートフォリオは未実現損益として計上する。当該契約の終了時に、ポートフォリオは、契約開始時の価値と契約終了時の価値の差額に相当する額の実現損益を計上する。

・金利取引－一部のポートフォリオは、金利スワップを締結し、金利キャップおよびフロアを購入または売却することができる。金利スワップでは、ポートフォリオはもう一方の当事者と、特定の想定元本額に係る利息を支払うまたは受け取る、それぞれの約定債務を交換する。金利キャップ（またはフロア）の購入により、買い手には、特定の指標が既定の金利を上回った（または下回った）範囲内で、想定元本額に対する当該指標と既定金利との乖離に相当する金利の支払を、当該金利キャップ（またはフロア）の売り手より受け取る権利が与えられる。

・クレジット・デフォルト・スワップ－一部のポートフォリオは、クレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップは、固定利付証券の信用リスクを金利リスクおよび資金調達リスクから分離させる。クレジット・デフォルト・スワップは２当事者間で信用エクスポージャーを移転するために使用される店頭取引契約である。クレジット・デフォルト・スワップでは、プロテクションの買い手が信用エクスポージャーを売り、信用エクスポージャーを買うプロテクションの売り手に対し支払を行う。プロテクションの売却により、投資家は現物証券の買いと同等のポジションを有することとなる。

(d) 外貨の換算

外貨建項目は、資産および負債については貸借対照表日現在の為替レートで、取引については取引発生時の為替レートで換算されている。2011年７月31日現在、グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびグローバル・アロケーション・ポートフォリオを除く各ポートフォリオについて、１米ドルの相当額は概ね以下の通りであった。

通貨	
豪ドル	0.907400
カナダ・ドル	0.948850
ユーロ	0.699301
英ポンド	0.612314
日本円	77.800000

グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびグローバル・アロケーション・ポートフォリオについて、１米ドルの相当額は概ね以下の通りであった。

通貨	
豪ドル	0.912409
ブラジル・レアル	1.557750
カナダ・ドル	0.956400
スイス・フラン	0.786450
ユーロ	0.695072
英ポンド	0.609143
香港ドル	7.792150
イスラエル・シェケル	3.420600
日本円	77.030000
韓国ウォン	1,054.300000
メキシコ・ペソ	11.749400
ノルウェー・クローネ	5.402750
スウェーデン・クローナ	6.320850
シンガポール・ドル	1.203700
台湾ドル	28.835500
南アフリカ・ランド	6.711255

純資産価額の決定において、管理会社は、ルクセンブルグ時間の正午までに営業が終了する市場で取引されている有価証券については、当日の市場の終値を含めている（ただし、グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびグローバル・アロケーション・ポートフォリオの場合は、受益証券１口当たり純資産価額の決定はルクセンブルグ時間の午後４時を基準とする。）。ルクセンブルグ時間の正午（グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびグローバル・アロケーション・ポートフォリオの場合は午後４時）より後に終了する市場で取引されている有価証券については、ルクセンブルグ時間の正午（グローバル・エクイティ・インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびグローバル・アロケーション・ポートフォリオの場合は午後４時）現在の価格、または取締役会が決定した別の時刻または複数の時刻（以下、各々の場合において「該当時刻」という。）現在の価格を純資産価額の決定に使用する。

(e) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、当該取引の締結日（取引日）に計上される。受取配当金は権利落日に計上される。権利落日を経過している可能性のある有価証券からの受取配当金は、当該ポートフォリオがその権利落日を確定した時点で事後的に計上される。受取利息（定額法によるディスカウントまたはプレミアムの償却を含む）は発生主義に基づいて認識される。有価証券取引の実現損益は平均原価法に基づいて決定される。

金利差は、類似する２つの利付資産の金利の差である。たとえば、米ドルの金利が0.25%、豪ドルの金利が３%である場合、金利差は2.75%となる。金利差は収益として計上される。

(f) 繰延創立費

繰延創立費は資産計上され、定額法により５年にわたって償却される。

(g) 分配金

・ マネー・マーケット以外のポートフォリオ－各ポートフォリオは、平準化として知られる会計慣行に従っている。この会計慣行により、ポートフォリオ受益証券の販売・買戻代金の一部が未分配投資純利益に割り当てられる。これにより、１口当たりの未分配投資純利益は、ポートフォリオ受益証券の引受・買戻による影響を受けない。投資純利益からの全部または一部の分配金は、以下の通りに宣言される。

ポートフォリオ	分配金の宣言
グローバル・エクイティ・インカム	毎月
インカム・ストラテジー	毎月
U.S.インベストメント・グレード	毎月
ワールド・インカム	毎月

宣言されたそれぞれの分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現および未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準勘定の貸方または借方純額につきそれぞれ増額または減額するかどうかを、決定することができる。キャピタル・ゲインの分配金は権利落日に計上される。

・ スーパー・マネー・マーケット・ファンド－分配金は、投資純利益（定額法によるプレミアムおよびディスカウントの償却を含む）および投資実現純損益の合計から宣言される。分配金は、以下の通りに宣言される。

マネー・マーケット受益証券	分配金の宣言	分配金の再投資
Common	毎日	毎日
Current	毎日	毎月
インスティテューショナルＩ	毎日	毎月

分配金は、純資産価額でマネー・マーケット受益証券の追加購入に再投資される。

３．ブラックロック各社との契約

管理会社は、各投資顧問会社と投資顧問契約（以下「当契約」という。）を締結している。各投資顧問会社はそれぞれのポートフォリオの運用の責任を負い、必要な人材、施設、機器およびその他当ファンドの運用に必要な一定のサービスを提供する。管理会社はまた、ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（以下「主たる販売会社」という。）および日本の販売会社（５ページ、６ページおよび７ページ（訳者注：原文のページ）に記載）との間で販売契約を締結している。さらに、管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）と契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の指示により、ポートフォリオのために一定の法人サービスおよび管理調整サービスを提供する。

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCバンク・エヌ・エーがブラックロック・インクの議決権を有する主要株主となっている。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じた可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。

当期中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引総額は37,455,317米ドルであり、当該取引価額が当期の全体の取引価額に占める割合は0.95%である。当該取引に関連して支払われたブローカー手数料の総額は745米ドルであり、支払った手数料の平均料率は0.0015%である。

管理会社は、これらのサービスの報酬として、以下のそれぞれの月次報酬の全部または一部を投資顧問会社、グローバルの販売会社、日本の販売会社およびBROLに支払うよう、当ファンドの各シリーズに指示することができる。

	平均日次純資産の年率(1)（%）		
	投資顧問報酬	販売報酬	BROLに対する報酬
マネー・マーケット・ポートフォリオ:			
Common受益証券	0.50%	0.25%	0.025%
Current受益証券	0.50	0.25	0.025
インスティテューショナルⅠ受益証券	0.45	－	0.025
マネー・マーケット以外のポートフォリオ：			
インカム・ストラテジー：(2)			
クラスA	0.60	0.50	0.025
クラスB	0.60	1.00	0.025
クラスJ	0.60	0.45	0.025
U.S.インベストメント・グレード：			
クラスA	0.45	0.45	0.025
ワールド・インカム：			
クラスA	0.50	0.60	0.025
グローバル・アロケーション：			
クラスA	0.75	0.70	0.025

(1)すべての報酬は、各ポートフォリオの平均日次純資産に基づいて計算される。

(2)管理会社は、当該ポートフォリオから、平均日次純資産に当該ポートフォリオがレバレッジ目的で行った借入金元本を加算した額に基づく、上記の表の年率による管理報酬を毎月受け取る権利を有する。

管理会社は、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオの受益証券に帰属する平均日次純資産の1.10%を超えた同ポートフォリオの費用について当ファンドに払い戻すことに同意している。こうした払い戻しの金額は管理会社が受け取った報酬額を超えるものではない。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのCommon、Currentおよびインスティテューショナル受益証券については、BROLに対する報酬、管理報酬および販売報酬の放棄が行われた。2011年７月31日現在に、当該ポートフォリオの利益のために放棄された合計金額は以下のとおりである。

	BROLに対する報酬	管理報酬	販売報酬
Common受益証券	43.31米ドル	726.45米ドル	363.23米ドル
Current受益証券	88,405.78米ドル	1,483,935.24米ドル	741,967.62米ドル
インスティテューショナルⅠ受益証券	40,602.08米ドル	534,868.41米ドル	－

管理会社の一部の役員および／または取締役は、投資顧問会社、BROLおよびブラックロック・インクの役員および／または取締役を兼務している。

４．税金

現在、当ファンドにはルクセンブルグの所得税もしくはキャピタル・ゲイン税は課されていない。当ファンドは、ルクセンブルグの投資会社に課される、暦年各四半期の最終日時点の純資産価額に基づく年率0.05%の税金が課されている。ただし、スーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび機関投資家限定の受益証券クラスについては、年率0.01%に引き下げられた税金が課される。当ファンドの所有している資産がルクセンブルグにおいてすでに資本税を課されている他のUCITSである場合は、当該資産に他の税金は課されない。

適用される諸外国の税法に基づいて、利息、配当およびキャピタル・ゲインに対し、さまざまな税率の源泉所得税が課される場合がある。

５．コミットメント

2011年７月31日現在、未引出のコミットメントはなかった。

６．信用枠

2011年７月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、75,000,000米ドルの信用枠を締結している。2011年７月31日現在の借入残高は22,000,000米ドルである。

前へ

２【ファンドの現況】

ブラックロック世界好配当株式オープン(平成24年３月末現在)

【純資産額計算書】

Ⅰ 資産総額	8,277,602,876円
Ⅱ 負債総額	5,197,406円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	8,272,405,470円
Ⅳ 発行済数量	13,335,577,890口
Ⅴ １単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.6203円

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２ 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

３ 投資者に対する特典

該当事項はありません。

４ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

５ 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６ 受益権の譲渡

① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

７ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

８ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

９ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

①資本金　　2,435,000千円

②発行する株式の総数　36,000株

③発行済株式の総数　　10,158株

④直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

平成20年７月１日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

平成23年３月１日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

<u>投資委員会</u>

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

<u>運用担当部署</u>

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年３月末現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	29本	161,659百万円
	単位型株式投資信託	0本	0円
私募投資信託		69本	1,322,450百万円
合計		98本	1,484,108百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業務等に関する内閣府令」に基づき、第24期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、及び第24期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第23期 （平成22年3月31日現在）	第24期 （平成23年3月31日現在）
資産の部			
流動資産			
現金・預金	※３	4,043	7,036
支払委託償還金		2	-
前払金		-	4
立替金		-	12
前払費用		237	120
未収入金		169	95
未収委託者報酬		1,533	1,101
未収運用受託報酬		3,855	3,104
未収収益	※２	304	143
差入保証金		479	-
未収還付消費税等		156	-
未収還付法人税等		506	100
繰延税金資産		930	417
その他流動資産		25	5
流動資産計		12,245	12,142
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	2,099	2,011
器具備品	※１	871	768
有形固定資産計		2,970	2,779
無形固定資産			
ソフトウエア		31	23
のれん		3,688	2,951
クライアント・リレーションシップ資産		1,687	1,380
その他の無形固定資産		3	3
無形固定資産計		5,410	4,359
投資その他の資産			
関係会社株式	※２	300	300
長期差入保証金		1,005	978
繰延税金資産		1,037	1,312
投資その他の資産計		2,342	2,591
固定資産計		10,724	9,730
資産合計		22,970	21,872

（単位：百万円）

		第23期 （平成22年3月31日現在）	第24期 （平成23年3月31日現在）
負債の部			
流動負債			
預り金		186	115
未払収益分配金		0	1
未払償還金		77	77
未払手数料		459	393
その他未払金		159	2
未払費用		1,571	896
未払法人税等		-	21
賞与引当金		666	410
役員賞与引当金		-	24
早期退職慰労引当金		246	26
未払消費税等		-	43
流動負債計		3,367	2,012
固定負債			
長期借入金	※２	10,237	6,337
退職給付引当金		283	342
資産除去債務		-	237
固定負債計		10,520	6,917
負債合計		13,888	8,929
純資産の部			
株主資本			
資本金		485	2,435
資本剰余金			
資本準備金		366	2,316
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		4,212	6,162
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		4,047	4,008
利益剰余金合計		4,383	4,345
株主資本合計		9,081	12,942
純資産合計		9,081	12,942
負債・純資産合計		22,970	21,872

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第23期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,285	5,677
運用受託報酬	8,178	9,800
その他営業収益	2,501	2,292
営業収益計	14,965	17,771
営業費用		
支払手数料	974	1,859
広告宣伝費	77	73
公告費	0	0
調査費		
調査費	353	422
委託調査費	1,011	2,895
調査費計	1,365	3,318
委託計算費	146	244
営業雑経費		
通信費	98	149
印刷費	63	122
諸会費	25	16
営業雑経費計	187	288
営業費用計	2,750	5,784
一般管理費		
給料		
役員報酬	1,024	262
給料・手当	3,319	3,712
賞与	2,943	1,786
給料計	7,286	5,761
退職給付費用	421	320
福利厚生費	610	695
事務委託費	1,395	945
交際費	10	25
寄付金	0	2
旅費交通費	116	249
租税公課	77	131
不動産賃借料	1,134	1,113
水道光熱費	129	147
固定資産減価償却費	794	509
のれん償却費	314	736
クライアント・リレーションシップ資産償却費	102	306
資産除去債務利息費用	-	3
諸経費	416	767
一般管理費計	12,809	11,716
営業利益又は営業損失（△）	△594	269

（単位：百万円）

		第23期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第24期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
営業外収益			
受取配当金	※1	-	500
受取利息	※1	9	-
為替差益		38	-
還付加算金等		-	18
早期退職慰労引当金戻入益		-	46
その他営業外収益		0	5
営業外収益計		48	570
営業外費用			
支払利息	※1	138	333
有価証券売却損		0	0
為替差損		-	25
営業外費用計		138	359
経常利益又は経常損失（△）		△684	481
特別利益			
賞与引当金戻入益		154	-
特別利益計		154	-
特別損失			
固定資産除却損		4	126
原状回復費		243	-
特別退職金		518	118
長期借入金返済違約金		5	-
前期損益修正損		105	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-	35
特別損失計		877	279
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△1,407	201
法人税、住民税及び事業税		16	2
法人税等調整額		△338	238
当期純損失（△）		△1,084	△38

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	第23期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	485	485
当期変動額		
新株の発行	-	1,950
当期変動額合計	-	1,950
当期末残高	485	2,435
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期変動額		
新株の発行	-	1,950
当期変動額合計	-	1,950
当期末残高	366	2,316
その他資本剰余金		
前期末残高	-	3,846
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	3,846	-
当期変動額合計	3,846	-
当期末残高	3,846	3,846
資本剰余金合計		
前期末残高	366	4,212
当期変動額		
新株の発行	-	1,950
企業結合による資本剰余金の増加	3,846	-
当期変動額合計	3,846	1,950
当期末残高	4,212	6,162
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,860	4,047
当期変動額		
剰余金の配当	△101	-
企業結合による利益剰余金の増加又は減少（△）	△2,627	-
当期純損失（△）	△1,084	△38
当期変動額合計	△3,813	△38
当期末残高	4,047	4,008
利益剰余金合計		
前期末残高	8,197	4,383
当期変動額		
剰余金の配当	△101	-
企業結合による利益剰余金の増加又は減少（△）	△2,627	-

(単位：百万円)

	第23期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失（△）	△1,084	△38
当期変動額合計	△3,813	△38
当期末残高	4,383	4,345
株主資本合計		
前期末残高	9,048	9,081
当期変動額		
新株の発行	-	3,900
企業結合による資本剰余金の増加	3,846	-
剰余金の配当	△101	-
企業結合による利益剰余金の増加又は減少（△）	△2,627	-
当期純損失（△）	△1,084	△38
当期変動額合計	32	3,861
当期末残高	9,081	12,942
純資産合計		
前期末残高	9,048	9,081
当期変動額		
新株の発行	-	3,900
企業結合による資本剰余金の増加	3,846	-
剰余金の配当	△101	-
企業結合による利益剰余金の増加又は減少（△）	△2,627	-
当期純損失（△）	△1,084	△38
当期変動額合計	32	3,861
当期末残高	9,081	12,942

（重要な会計方針）

期別 項目	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(1) 子会社株式 同　左 (2) その他有価証券で時価のあるもの 同　左
2．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (追加情報) 平成22年5月に予定している事務所の移転に伴い、除却を予定している有形固定資産について、従来耐用年数を5年～18年としておりましたが、除却を決定した平成21年10月より、残存耐用年数を平成21年10月から平成22年5月までの8ヶ月に変更しております。 これにより、当期の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ468百万円増加しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウエア、のれん及びクライアント・リレーションシップ資産については、定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～38年、器具備品3～15年であります。 (2) 無形固定資産 同　左
3．引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 ① 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法に基づき、当期末における責任準備金等の額をもって退職給付債務とする方法によっております。	(1) 退職給付引当金の計上方法 ―

期別 項目	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	② 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ③ 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 ④ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (追加情報) 当社は、平成21年12月2日における旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（③及び④）を承継し、上記の会計処理を行っています。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	① 旧退職金制度 同　左 ② 確定拠出年金制度 同　左 ③ 確定給付年金制度 同　左 (追加情報) 当社は、平成23年1月1日において従来併存していた適格退職年金制度をキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に一元化しました。この制度移行による過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）により費用処理しております。 (2) 賞与引当金の計上方法 同　左

期 別 項 目	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	(3) 役員賞与引当金の計上方法 ―	(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	―	外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同　左

(会計方針の変更及び表示方法の変更)

期 別 項 目	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1．資産除去債務に関する会計基準	―	当会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ26百万円減少し、税引前当期純利益は61百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は233百万円であります。
2．表示方法の変更	（貸借対照表） (1) 従来まで「未収収益」に含めていた未収運用受託報酬について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。 (2) 従来まで「未払費用」に含めていた未収収益分配金、未払償還金、未払手数料及びその他未払金について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。	―

期別 項目	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	（損益計算書） (1) 従来まで「営業費用」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。 従来「支払手数料」に含めていた支払運用再委託報酬を、当事業年度から「委託調査費」として区分掲記しております。 従来区分掲記していた「情報機器関連費」を、当事業年度から「調査費」に含めて表示しております。 (2) 従来まで「一般管理費」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。 従来区分掲記していた「法定福利費」を、当事業年度から「福利厚生費」に含めて表示しております。 従来区分掲記していた「事務用品費」「採用費」「賃借料」「消耗器具備品費」「修繕維持費」「不動産仲介手数料」及び「教育研修費」を、当事業年度から「諸経費」に含めて表示しております。	―

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成22年3月31日現在)	第24期 (平成23年3月31日現在)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 539百万円 器具備品 328百万円	※１ 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 281百万円 器具備品 393百万円
※２ 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 関係会社株式 300百万円 未収収益 233百万円	※２ 関係会社に対する資産は次の通りであります。 関係会社株式 300百万円
※３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 5,500百万円 借入実行残高 ― 差引額 5,500百万円	※３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 5,500百万円 借入実行残高 ― 差引額 5,500百万円

(損益計算書関係)

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
※１ 関係会社に対する営業外収益及び営業外費用は次の通りであります。 受取利息 7百万円 支払利息 23百万円	※１ 関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。 受取配当金 500百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

第23期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,238	―	―	9,238
合計	9,238	―	―	9,238

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発行日
平成21年11月10日臨時株主総会	普通株式	101	11,000	平成21年9月30日	平成21年11月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの
該当事項はありません。

第24期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

第24期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,238	920	―	10,158
合計	9,238	920	―	10,158

（変動事由の概要）
100%親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社に対する現物出資による株主割当による増加：920株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

４．配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当なし	同　左

（金融商品関係）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
（追加情報） 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	
1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。 投資有価証券である証券投資信託受益証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に当社の投資信託業務を運営する上で必要とされる当社自身が設定・運用を行う証券投資信託に係るものであり、定期的に把握された時価が取締役会及び監査役会に報告されております。 営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。 長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。 営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。	1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同　左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。 営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。 長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。 営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

第23期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①預金	4,043	4,043	－
②支払委託償還金	2	2	－
③未収入金	169	169	－
④未収委託者報酬	1,533	1,533	－
⑤未収運用受託報酬	3,855	3,855	－
⑥未収収益	304	304	－
⑦未収還付消費税等	156	156	－
⑧未収還付法人税等	506	506	－
⑨差入保証金	479	479	－
⑩長期差入保証金	1,005	899	(105)
⑪未払金	(697)	(697)	－
⑫未払費用	(1,571)	(1,571)	－
⑬長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しています。

（注）

1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

①預金、②支払委託償還金、③未収入金、④未収委託者報酬、⑤未収運用受託報酬、⑥未収収益、⑦未収還付消費税等、⑧未収還付法人税等及び⑨差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑩長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所毎の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

⑪未払金及び⑫未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

第24期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①現金・預金	7,036	7,036	－
②前払金	4	4	－
③立替金	12	12	－
④未収入金	95	95	－
⑤未収委託者報酬	1,101	1,101	－
⑥未収運用受託報酬	3,104	3,104	－
⑦未収収益	143	143	－
⑧未収還付法人税等	100	100	－
⑨長期差入保証金	978	902	(76)
⑩未払金	(474)	(474)	－
⑪未払費用	(896)	(896)	－
⑫未払法人税等	(21)	(21)	－
⑬未払消費税等	(43)	(43)	－
⑭長期借入金	(6,337)	(6,892)	(555)

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しています。

（注）

1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金・預金、②前払金、③立替金、④未収入金、⑤未収委託者報酬、⑥未収運用受託報酬、⑦未収収益及び⑧未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑨長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

⑩未払金、⑪未払費用、⑫未払法人税等及び⑬未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

第23期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

⑬長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	300

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	10,237
合計	-	-	-	-	-	10,237

第24期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

⑭長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	300

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	6,337
合計	-	-	-	-	-	6,337

（有価証券関係）

第23期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

当該事業年度に売却したその他有価証券

区分	投資信託受益証券
売却額	0 百万円
売却益の合計	－円
売却損の合計	0 百万円

第24期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

当該事業年度に売却したその他有価証券

区分	投資信託受益証券
売却額	0 百万円
売却益の合計	－円
売却損の合計	0 百万円

（デリバティブ取引関係）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当なし	同　左

（退職給付関係）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①適格退職年金制度及び②旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（③確定拠出年金制度及び④確定給付年金制度）を承継しました。従って、平成21年12月2日以降、①から④の四つの制度を有しています。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。
２．退職給付債務に関する事項 退職給付債務 △1,718 百万円 年金資産残高 1,433 未積立退職給付債務 △285 未認識過去勤務債務 13 未認識数理計算上の差異 △11 貸借対照表計上額純額 △283 前払年金費用 23 退職給付引当金 △306 百万円 （注）旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員に対しては、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。	２．退職給付債務に関する事項 退職給付債務 △1,550 百万円 年金資産残高 1,352 未積立退職給付債務 △198 未認識過去勤務債務 △47 未認識数理計算上の差異 △96 退職給付引当金 △342 百万円
３．退職給付費用に関する事項 勤務費用等 402 百万円 利息費用 3 期待運用収益 1 過去勤務債務の費用処理額 0 数理計算上の差異の費用処理額 △0 確定拠出年金に係る要拠出額 13 退職給付費用負担額合計 421 特別退職金 518 合計 939 百万円 （注）簡便法を採用している旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員の退職給付費用は、勤務費用等に計上しております。	３．退職給付費用に関する事項 勤務費用等 275 百万円 利息費用 23 期待運用収益 △11 過去勤務債務の費用処理額 0 数理計算上の差異の費用処理額 △1 確定拠出年金に係る要拠出額 33 退職給付費用合計 320 特別退職金 118 合計 438 百万円

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準 ② 割引率 1.4% ③ 期待運用収益率 △0.7% ④ 過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 ⑤ 数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から9年で処理しております。	４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ① 退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準 ② 割引率 1.8% ③ 期待運用収益率 △0.7%～2.5% ④ 過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 ⑤ 数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から9年で処理しております。

（税効果会計関係）

第23期 （平成22年3月31日現在）	第24期 （平成23年3月31日現在）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
賞与引当金　291百万円	賞与引当金　178百万円
未払費用否認　446	未払費用　220
減価償却損金算入限度超過額　192	早期退職慰労引当金　10
その他　0	その他　7
繰延税金資産（流動資産）合計　930百万円	繰延税金資産（流動資産）合計　417百万円
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
税務上の繰越欠損金　1,041百万円	税務上の繰越欠損金　1,530百万円
退職給付引当金　234	退職給付引当金　140
減価償却損金算入限度超過額　152	有形固定資産　89
無形固定資産　312	無形固定資産　91
資産調整勘定　79	資産調整勘定　39
その他　3	資産除去債務　97
繰延税金資産（固定資産）合計　1,823	その他　3
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金資産（固定資産）合計　1,993
無形固定資産　△776	繰延税金負債（固定負債）
その他　△9	無形固定資産　△608
繰延税金負債（固定負債）合計　△786	資産除去債務に対応する除去費用　△72
繰延税金資産（固定資産）の純額　1,037百万円	繰延税金負債（固定負債）合計　△680
	繰延税金資産（固定資産）の純額　1,312百万円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率　41.0%	法定実効税率　41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目　△14.2	交際費等永久に損金に算入されない項目　48.6
損金不算入ののれん償却額　△6.1	損金不算入ののれん償却額　128.8
その他　2.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△101.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率　22.9%	住民税均等割　1.1
	その他　1.5
	税効果会計適用後の法人税等の負担率　119.2%

（企業結合等関係）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
(共通支配下の取引等関係) １．結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 ① 結合当事企業又は対象となった事業の名称 ブラックロック・ジャパン株式会社 ② 事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業等 ③ 企業結合の法的形式 吸収合併 ④ 結合後企業の名称 ブラックロック・ジャパン株式会社 ⑤ 取引の目的を含む取引の概要 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・インクによるバークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴う日本法人においての経営統合を目的に、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収合併存続株式会社、旧ブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併が行われることを承認し、旧ブラックロック・ジャパン株式会社の資産、負債及び契約上の地位その他一切の権利義務を当社に承継させる吸収合併を行いました。 また当社は平成21年12月2日、ブラックロック・ジャパン株式会社へ商号の変更を行っております。 なお、本吸収合併の効力発生時点において当社及び旧ブラックロック・ジャパン株式会社の株主はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。 ⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳 (1) 資産の額 流動資産 4,780百万円 固定資産 7,419百万円 (2) 負債の額 流動負債 2,043百万円 固定負債 8,937百万円 上記金額は、当社の財務諸表に基づき必要な組替を行った旧ブラックロック・ジャパン株式会社の最終事業年度の財務諸表に基づいております。	―

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
２．吸収分割先企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 ① 分割先企業の名称 ブラックロック証券株式会社 ② 分割した事業の内容 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務等 ③ 分割の法的形式 吸収分割 ④ 取引の目的を含む取引の概要 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して、iシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部に係る事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収分割株式会社、ブラックロック証券株式会社を吸収分割承継株式会社として、それまで当社が営んでいた第一種金融商品取引業に関する資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務をブラックロック証券株式会社に承継させる吸収分割を行いました。 なお、本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収合併に際して、BSCは当社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。 ３．実施した会計処理の概要 本取引（１．及び２．）は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	

(資産除去債務関係)

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
―	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高（注） 233百万円 時の経過による調整額 3 期末残高 237百万円 （注） 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

第23期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

3．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第24期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1．セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

① 製品及びサービスに関する情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,677	9,800	2,292	17,771

② 地域に関する情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他	合計
14,812	2,958	17,771

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

③ 主要な顧客に関する情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものはありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第23期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主等

自：平成21年4月1日 至：平成21年12月1日（注1）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	英国 ロンドン市	2,402 百万 ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン貸出及び借入	受取利息(注2)	7	未収収益	-
							支払利息(注3)	23	未払費用	-

(注1)平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2)受取利息については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

(2) 同一の親会社を持つ会社等

自：平成21年12月2日 至：平成22年3月31日（注1）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	旧ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都 千代田区	2,989 百万円	投資 運用業	なし	吸収合併消滅会社	吸収合併(注2)	承継資産合計: 12,200 承継負債合計: 10,980 承継純資産合計： 1,219 合併対価: -	―	―
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	10万 米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	借入金(注3)	10,237	長期借入金	10,237
							支払利息(注4)	114	未払利息	―

(注1)平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2)吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。

(注3)取引金額の内訳は次の通りとなっております。尚、担保は差し入れておりません。

①吸収合併による消滅会社から承継した借入金：8,937百万円

②当社の究極の親会社変更に伴い、当該貸出先において承継された劣後特約付借入金:1,300百万円

(注4)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

第24期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1) 親会社等

自：平成22年4月1日 至：平成23年3月31日

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区	1万円	資産運用会社等の事業の支配・管理	直接(100%)	出資	新株の発行(注)	3,900	資本金	1,950
									資本準備金	1,950

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当社に対する貸付金を出資の目的とする株式発行であります。

(2) 子会社等

自：平成22年4月1日 至：平成23年3月31日

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	ブラックロック証券株式会社	東京都千代田区	1億5千5万円	第一種金融商品取引業	直接 100%	出資	受取配当金(注)	500	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)子会社における平成23年3月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社は配当金を受領しました。

(3) 同一の親会社を持つ会社等

自：平成22年4月1日 至：平成23年3月31日

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	借入金	－	長期借入金(注2)	6,337
							支払利息(注1)	333	未払利息	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

(注2)長期借入金には劣後特約付借入金5,237百万円が含まれております。尚、貸付人の変更により長期借入金が当期3,900百万円減少しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

（１株当たり情報）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
１株当たり純資産額 983,059円95銭 １株当たり当期純損失 117,424円51銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 1,084百万円 １株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失 1,084百万円 期中平均株式数 9,238株	１株当たり純資産額 1,389,292円18銭 １株当たり当期純損失 4,171円51銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 38百万円 １株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失 38百万円 期中平均株式数 9,316株

（重要な後発事象）

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
―	当社は平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。 合併の理由： 当社はグループ内における再編の一環として、BSCを吸収合併しました。 合併相手先の名称： ブラックロック証券株式会社 合併後の会社の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社 合併相手先の主な事業内容： 第一種金融商品取引業 合併相手先の事業規模： 第4期（平成23年3月期）における合併相手先であるBSCの事業規模は以下のとおりです。 営業利益 446 百万円 経常利益 445 百万円 当期純利益 256 百万円 資産合計 846 百万円 負債合計 387 百万円 純資産合計 459 百万円 従業員数 54 名

第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第24期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
―	合併の方法： 当社を存続会社として、BSCを吸収合併消滅会社としました。 合併の対価： 本合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本合併に際して、当社からBSCに対して、株式その他の金銭等の対価は交付しておりません。 引継ぐ財産の額： 合併日において引継がれるBSCの資産・負債（平成23年4月1日現在）は以下のとおりです。 資産合計　846 百万円 負債合計　387 百万円 なお、「増加すべき資本・準備金・その他利益剰余金等の額」はありません。 合併の時期： 平成23年4月1日 実施した会計処理の概要： 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

【中間財務諸表】

１．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

次へ

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

		中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	7,471
立替金		7
前払費用		131
未収入金		27
未収委託者報酬		986
未収運用受託報酬		3,297
未収収益		533
繰延税金資産		720
その他流動資産		4
流動資産計		13,180
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	1,929
器具備品	※1	685
有形固定資産計		2,615
無形固定資産		
ソフトウエア		20
のれん		2,583
クライアント・リレーションシップ資産		1,227
その他の無形固定資産		3
無形固定資産計		3,834
投資その他の資産		
長期差入保証金		973
繰延税金資産		874
投資その他の資産計		1,848
固定資産計		8,298
資産合計		21,479

（単位：百万円）

	中間会計期間末 (平成23年9月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	109
未払収益分配金	1
未払償還金	77
未払手数料	358
その他未払金	42
未払費用	1,039
未払消費税等	54
未払法人税等	21
賞与引当金	1,038
役員賞与引当金	93
早期退職慰労引当金	175
流動負債計	3,012
固定負債	
長期借入金	5,237
退職給付引当金	60
資産除去債務	239
固定負債計	5,537
負債合計	8,549
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,995
利益剰余金合計	4,331
株主資本合計	12,929
純資産合計	12,929
負債・純資産合計	21,479

次へ

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,225
運用受託報酬		4,097
その他営業収益		1,680
営業収益計		8,003
営業費用		
支払手数料		723
広告宣伝費		107
公告費		6
調査費		
調査費		207
委託調査費		1,271
調査費計		1,479
委託計算費		70
営業雑経費		
通信費		41
印刷費		41
諸会費		12
営業雑経費計		95
営業費用計		2,482
一般管理費		
給料		
役員報酬		70
給料・手当		1,858
賞与		795
給料計		2,723
退職給付費用		134
福利厚生費		346
事務委託費		432
交際費		16
寄付金		2
旅費交通費		96
租税公課		44
不動産賃借料		482
水道光熱費		50
固定資産減価償却費	※1	167
のれん償却額	※1	368
クライアント・リレーションシップ資産償却費	※1	153
資産除去債務利息費用		1
諸経費		165
一般管理費計		5,184
営業利益		336

（単位：百万円）

	中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
営業外収益	
為替差益	17
雑益	35
営業外収益計	52
営業外費用	
支払利息	91
営業外費用計	91
経常利益	298
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	159
特別利益計	159
特別損失	
特別退職金	288
特別損失計	288
税引前中間純利益	169
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	181
中間純損失	13

前へ　次へ

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,435
当中間期末残高	2,435
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,316
当中間期末残高	2,316
その他資本剰余金	
当期首残高	3,846
当中間期末残高	3,846
資本剰余金合計	
当期首残高	6,162
当中間期末残高	6,162
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	4,008
当中間期変動額	
中間純損失	13
当中間期変動額合計	△13
当中間期末残高	3,995
利益剰余金合計	
当期首残高	4,345
当中間期変動額	
中間純損失	13
当中間期変動額合計	△13
当中間期末残高	4,331
株主資本合計	
当期首残高	12,942
当中間期変動額	
中間純損失	13
当中間期変動額合計	△13
当中間期末残高	12,929
純資産合計	
当期首残高	12,942
当中間期変動額	
中間純損失	13
当中間期変動額合計	△13
当中間期末残高	12,929

（重要な会計方針）

項 目	中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
1．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 ソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。
2．引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 ③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

項 目	中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	363百万円
器具備品	475百万円
※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,500百万円
借入実行残高	―
差引額	5,500百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	164百万円
無形固定資産	524百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158	―	―	10,158
合計	10,158	―	―	10,158

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。
営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。
長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。
営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①現金・預金	7,471	7,471	―
②立替金	7	7	―
③未収入金	27	27	―
④未収委託者報酬	986	986	―
⑤未収運用受託報酬	3,297	3,297	―
⑥未収収益	533	533	―
⑦長期差入保証金	973	921	(51)
⑧預り金	(109)	(109)	―
⑨未払収益分配金	(1)	(1)	―
⑩未払償還金	(77)	(77)	―
⑪未払手数料	(358)	(358)	―
⑫その他未払金	(42)	(42)	―
⑬未払費用	(1,039)	(1,039)	―
⑭未払消費税等	(54)	(54)	―
⑮未払法人税等	(21)	(21)	―
⑯長期借入金	(5,237)	(5,786)	(549)

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しています。

（注）

1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金・預金、②立替金、③未収入金、④未収委託者報酬、⑤未収運用受託報酬及び⑥未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑦長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

⑧預り金、⑨未払収益分配金、⑩未払償還金、⑪未払手数料、⑫その他未払金、⑬未払費用、⑭未払消費税等及び⑮未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑯長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

2．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	5,237
合計	-	-	-	-	-	5,237

（企業結合に関する注記）

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

1．結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称

結合企業： ブラックロック・ジャパン株式会社
被結合企業： ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

② 主な事業内容

第一種金融商品取引業

③ 企業結合日

平成23年4月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社とする。

⑤ 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

⑥ 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。
なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2．実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要
当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	237	百万円
時の経過による調整額	1	
期末残高	239	百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

1．セグメント情報
当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報
① 製品及びサービスに関する情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	2,225	4,097	1,680	8,003

② 地域に関する情報
(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
6,279	1,156	568	8,003

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

③ 主要な顧客に関する情報
政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものはありません。

（デリバティブ取引関係）

中間会計期間 自　平成23年4月1日 至　平成23年9月30日
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

中間会計期間 自　平成23年4月1日 至　平成23年9月30日	
１株当たり純資産額	1,272,847円69銭
１株当たり中間純損失	1,285円59銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり中間純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純損失	13百万円
１株当たり中間純損失の算定に用いられた普通株式に係る中間純損失	13百万円
期中平均株式数	10,158株

前へ

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5 【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　三井住友信託銀行株式会社
・資本金の額　342,037百万円(平成24年４月１日現在)
・事業の内容　銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社の概要＞
・名称　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・資本金の額　51,000百万円(平成23年３月末現在)
・事業の内容　銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成23年３月末現在)	事業の内容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
スタンダードチャータードバンク	919,209＊2	
株式会社広島銀行	54,573	
香港上海銀行	301億9,036万8,235香港ドル＊3 119億8,350万米ドル	
楽天銀行株式会社	23,485	
いちよし証券株式会社	14,577	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
野村證券株式会社＊1	10,000	
三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社	8,000	
楽天証券株式会社	7,495	

＊１　野村證券株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。
＊２　スタンダードチャータードバンクの資本の額は、平成24年１月末現在のものです。
＊３　香港上海銀行の資本の額は、平成24年３月末現在のものです

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３　【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成23年10月７日　臨時報告書
平成23年11月25日　有価証券報告書、有価証券届出書
平成24年１月10日　臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年５月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　本　修　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　星　　知　子　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社（旧社名：バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年４月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック世界好配当株式オープンの平成23年８月26日から平成24年２月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック世界好配当株式オープンの平成24年２月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月１６日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会　　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川　本　修　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　林　亜　希	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第２４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成２３年４月１日付けで100%子会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１２月１４日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会　　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川　本　修　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　林　亜　希	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第２５期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

前へ